資料３ - ２

ふじのくに色彩・デザイン指針（社会資本整備）

【運用編】

（案）

運用編の位置づけ

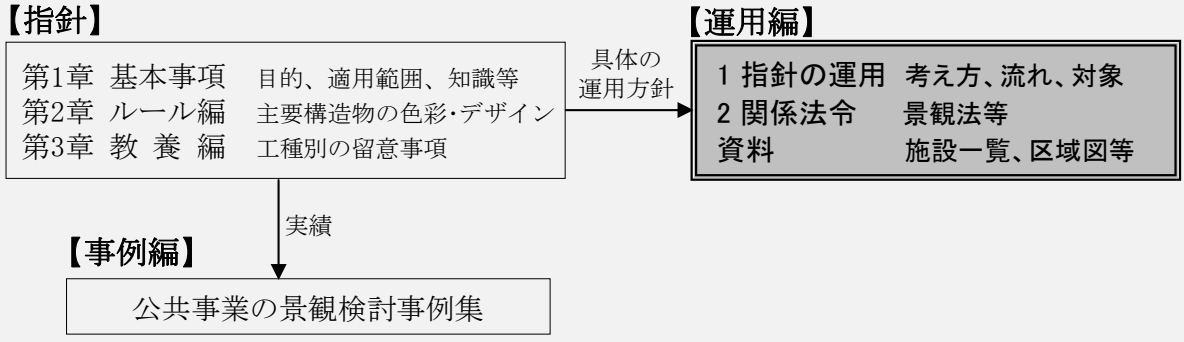

平成30年　月

静岡県

目次

１ 指針の運用

１－１ はじめに 1
１－２ 見直しの概要 2
１－３ 基本的な考え方 2
（１） 対象とする事業 2
（２） 検討のタイミング 2
（３） 助言の観点 2
（４） 計画への反映 2
１－４ 専門家による検討の進め方の解説 3
（１） 基本パターン（設計段階における検討）のフロー図 3
（２） 検討に用いる資料 4
１－５ 専門家による検討の対象 5
（１） 専門家による検討を要する施設 5
（２） 専門家による検討の対象外となるもの 7

２ 関係法令

２－１ 景観法 10
（１） 公共施設整備における景観法のチェックポイント 10
（２） 景観法の概要 10
（３） 景観行政団体とは 10
（４） 景観計画とは 10
（５） 市町景観計画の状況（平成30年７月現在） 11
（５） 景観法に基づく届出 13
（６） 市町景観計画策定・指定状況一覧 14
２－２ 自然公園法 15
国立公園、国定公園、県立自然公園
２－３ 都市計画法 16
風致地区・伝統的建造物群保存地区区域図
２－４ 文化財保護法 17
指定文化財等

（資料）

資料1 専門家による検討の対象となる既存施設 18
資料2 市町景観計画における景観形成重点地区の区域図 23
資料3 風致地区の区域図 34
資料4 助言を依頼する専門家 39

1　指針の運用

1-1　はじめに

「ふじのくに色彩・デザイン指針（社会資本整備）」（以下「指針」という。）は、景観的に優れた設計、工事、維持管理等を行うために、必要な視点や考え方等を示すものであり、原則として県が行う全ての公共事業が指針の対象※となる。

社会資本として整備される公共施設は、多くの人々の目に触れる存在であり、地域の景観形成において果たす役割は非常に大きいものである。今後の公共施設整備においては、景観を特殊な検討事項としてとらえるのではなく、全ての事業において当たり前に検討すべきものとして施設整備計画に反映していくことが、美しい“ふじのくに”を形成する上で不可欠であるとの視点に立ち、県事業担当者や設計業務受託者等の関係者が指針を踏まえた適切な設計を行うことが重要である。

指針においては、大規模な構造物など周辺景観に大きな影響を与えるもの等は、静岡県景観懇話会公共空間高質化専門部会の専門家による景観の検討を行うこととしていることから、本運用編は、専門家による景観の検討に関する基本的な考え方、検討の進め方、対象施設等をより具体的に示すものである。

※対象外となるものは、Ｐ７「(2)専門家による検討の対象外となるもの」に示す。

1-2　見直しの概要

（これまでの経緯）

指針は、平成23年６月に第１版を発刊以後、改定を重ね平成30年7月の第４版に至る。これまでの7年の間に、防護柵や橋梁の塗装色については、担当者の間に浸透するとともに、県内各地でも徐々に改善が見られようになってきた。

一方、専門家への相談時期については、工事着手段階や予備設計完了後が多いことから、助言が基本的な配置や構造に及ぶような場合は、対応困難となる状況が見受けられた。これは、担当者が景観の専門家への相談時には、定まった施設の形態を示す必要があるとのイメージをもっていたことによると思われる。また、検討を要する既存施設を一覧表で限定列挙していたことから、対象を限定的にとらえていた可能性もある。

（見直しの概要）

こうしたことから、今回の運用の見直しは、専門家による検討時期と対象範囲について見直しをすることとした。まず、検討時期については、できるかぎり設計の上流側で行うことが望ましく、いわゆる予備設計等の比較検討段階で設計業務受託者との設計協議の段階に、専門家にも参加してもらい３者（担当、設計業務受託者、専門家）による協議が望ましいとした。ただし、こうした設計の初期の段階でなくても、景観に関する検討が必要と判断した時点で随時行うことも可能である。また、対象は、全ての公共施設で検討していくことを原則としており、規模等により対象とする施設に加え景観に大きな影響を与える施設が対象であることを工種ごとに明示した。

（見直しの目的）

こうした取組みにより、景観を設計における特別な検討事項とするのではなく、機能、コスト、安全性等の一般的に検討すべき事項のひとつに景観も含めていくことにより、公共空間の質を向上させるだけでなく、県土の景観形成において先導的な役割を果たしていくことや官民双方の技術力の向上につながることが期待される。

また、公共事業は、単に地域の基盤をつくるという発想の先の、地域の魅力を引き出すための基盤を創るというまさに「いっしょに未来の地域づくり」という視点を持つことや、景観に配慮した公共事業から、景観を主軸とした公共事業へと移行していくものと思われる。

1-3 基本的な考え方

（１）対象とする事業

専門家による景観検討については、指針において、①大規模な構造物など周辺景観に大きな影響を与えるもの②地域のシンボルとなっているもの③共通ルールで示す事項が施工箇所に対して不適当と判断されるもの⑤立地や施設の特性による景観上重要なもの等は、色彩やデザインについて検討するものとしている。検討を実施すべきか判断に迷う場合は景観まちづくり課に相談されたい。

なお、景観形成における懸念がある場合や相談レベルでアドバイスを受けたい場合にあっても、専門家による検討を実施できるので、積極的に活用することが望ましい。

（２）検討のタイミング

景観は、構造物の色彩や部材等の詳細デザインだけではなく、配置、高さ、傾き等の設計の基本部分も大きく影響するものであることから、設計業務において設計の初期段階（複数案による比較検討段階）で専門家による検討を実施することが重要である。設計の後期段階や工事着手後に検討を開始すると、色彩のみの景観対応となったり、手戻りが生じる可能性があるため避けなければならない。

これまでは、検討のタイミングは任意の時期としていたが、今後は、専門家による助言を計画に適切に反映することが可能となるよう、設計の初期段階で行うことを原則とする。

ただし、当初は専門家による検討を要さないと判断していたものの、事業を進める中で景観形成についての課題や判断に迷うような状況が生じた場合は、その時点で、また、既存施設のデザイン変更を伴わない塗り替え修繕工事等の場合は、工事の段階で専門家による助言を求めることは可能である。

（３）助言の観点

専門家による助言は、対象構造物だけにとらわれることなく周辺の環境を含めた地域的な観点から広い視野に立ってアドバイスするものである。

具体的には、現地を確認した上で、風景の中で違和感の無い姿形や色彩、居心地のよさ、場へのふさわしさなど構造物のデザインや色彩について景観面からの検討を行うとともに、整備コストや維持管理性など事業全体におけるバランスも考慮していくものであり、単に仕様のグレードアップや凝ったデザインを求めるものではない。こうした視点での検討は地元説明等に役立つとともに、職員の技術力向上の一環でもあると考えられる。

（４）計画への反映

専門家による助言は、できる限り施設整備計画に反映させるよう努めるものとする。設計業務においては、複数案よる比較検討段階で機能、コスト、安全性等の比較検討要素のひとつに景観も含め、総合的に採用プランを判断することが望ましい。

なお、助言を得たものの何らかの理由により、やむを得ず反映できないことも想定されるため、その際は、反映が困難な理由等を整理した上で、専門家及び景観まちづくり課に報告されたい。

1-4　専門家による検討の進め方の解説

（１）基本パターン（設計段階における検討）のフロー図

［本フロー図は、設計段階における流れをまとめたものであり、これにより難い場合は適宜対応］

①準備段階：現地状況の把握に努め、検討を実施する際は景観まちづくり課に依頼する。
②検討段階：比較検討段階で、専門家と現地で対象構造物の設置計画や周辺状況を確認の上、景観形成の方針、デザイン等に関する検討を行い、設計に反映する。

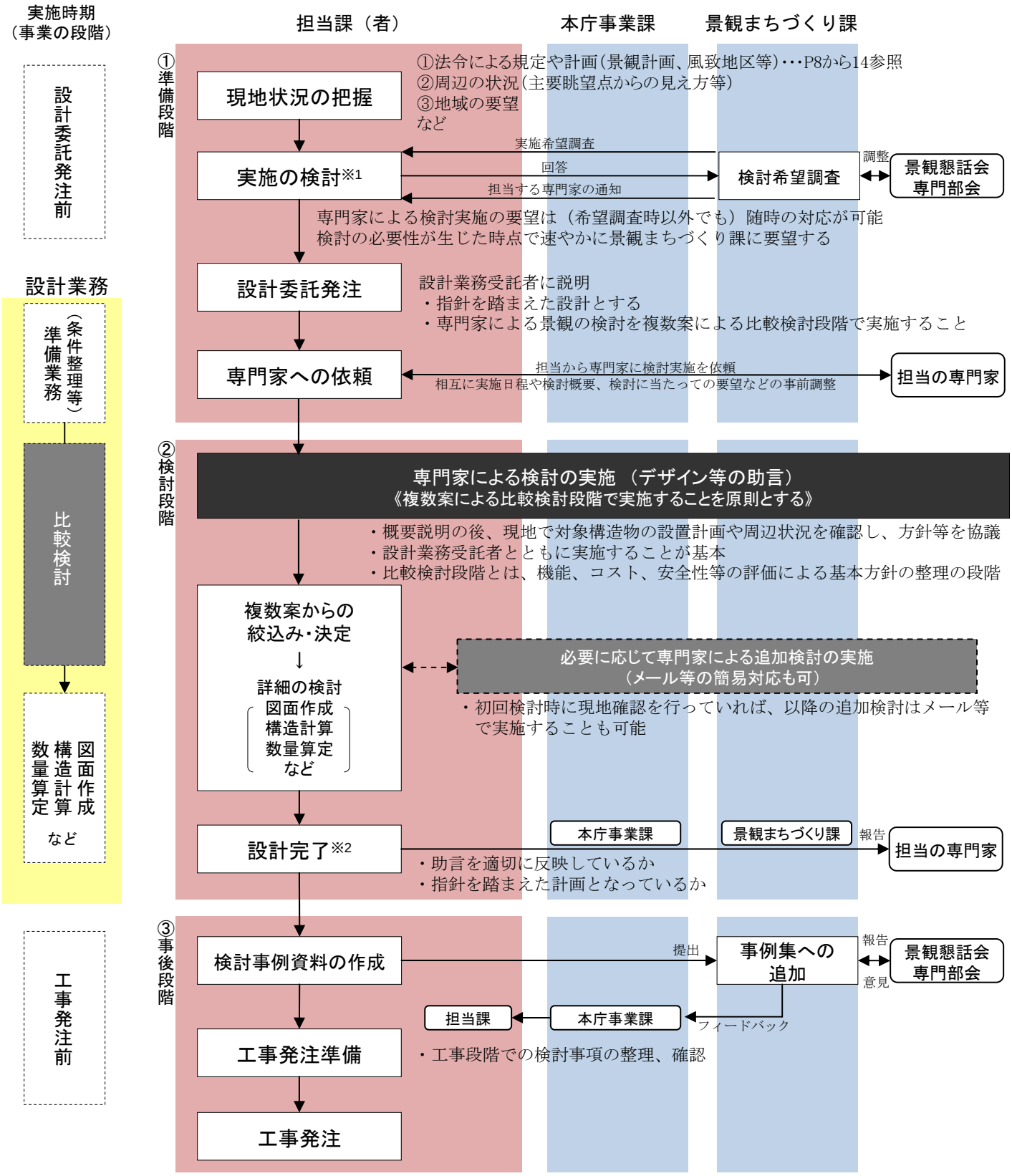

※1 プロポーザル等の発注方式の場合は、提案を求める事項等における景観形成に関する条件整理などについて、専門家の助言を受けることもできる。
※2 設計完了までに時間を要する場合は、途中経過を隋時、専門家及び景観まちづくり課に報告する

（２）検討に用いる資料

設計業務における初期段階（複数案による比較検討段階）で検討を実施する際は、位置図や要求される性能、法令基準等の基礎的な情報のほか、比較検討用の簡易な図面や資料（スケッチ、概略図、ペーパーロケーション、写真等）を用いて検討を行うことが可能である。

この段階の検討においては、必ずしもフォトモンタージュやパース図等を用意する必要はないものの、これらは、視覚的なイメージを共有し姿形や色彩について検討する資料として効果的であることから、作成が可能な場合は、設計の進捗に応じて作成することが望ましい。

景観の検討を実施する際は、次に示すものを参考としながら対応できる範囲で、検討内容に応じて必要となる資料を用意することが望ましい。

□ 設計の初期段階における検討に用いる資料の参考例

（基礎的な情報）
- 位置図（1/2,500程度の詳細図、1/25,000程度の広域図）
- 要求される機能や性能
- 関係法令による基準

（市町景観計画に示された景観特性に関する情報）
- 当該地域における景観形成の方針
- 色彩や形態に関する制限
- 主要な眺望点（市町景観計画に示されている場合がある）

（周辺の状況に関する情報）
- 設置箇所を望む近景・中景・遠景の写真
- 設置箇所から望む周辺の写真
- 主要な眺望点から設置箇所を望む写真
- 設置箇所を望む写真に計画施設を簡易的に書き込んだもの

（計画に関する情報）
- 比較検討に用いる図面（配置、平面、断面など）
- 比較検討に用いる資料（スケッチ、概略図、ペーパーロケーションなど）
- 各案の特徴を整理した比較検討表
- 類似の整備事例

（その他）
- 国の景観形成ガイドライン（検討実施前に確認しておく）
- 類似の検討事例（公共事業の景観検討事例集）
- 地元からの要望内容
- 地域的な特徴を持つ建設資材（石材など）
- 色パネル（現地確認時に使用）

□ 設計がある程度進捗した段階における詳細検討に用いる資料の参考例

- 設計図面（一般図、配置図、平面図、縦横断面図、側面図、各種詳細図など）
- 各種計画及び図面（構造、緑化、設備、外構など）
- 主要部仕上げ素材、製品カタログ
- 視覚的イメージ資料（フォトモンタージュ、パース図、模型など）※

※計画内容を視覚的に表現する資料を作成することができる場合

1-5 専門家による検討の対象

専門家による検討を要する施設

公共施設は、インフラとして長期間にわたって利用され続けるものであり、地域の景観に与える影響は非常に大きい。ふじのくに色彩・デザイン指針では、地域の景観形成に大きな影響を与えるものは専門家による検討を実施することとしており、全事業において、以下のとおり実施するものとする。（検討の対象外となるものは、P７「(2)専門家による検討の対象外となるもの」に示す。）

（１）専門家による検討の対象（工種）

道路、河川・海岸、砂防・治山、漁港・港湾、公園、農業・農業用施設、森林、公共建築物など、全ての工種において、次のア～エに該当するものは、専門家による景観検討を実施する。

（検討を実施すべきか判断に迷う場合は景観まちづくり課に相談）

ア 当該事業により、地域の景観に大きな影響を与える可能性のあるもの
イ ふじのくに色彩・デザイン指針のルールに適合しないもの
ウ 景観形成の観点で不安のあるもの
エ 下表に該当するもの

【道路】

工種	新設（更新を含む）	既設（補修、修繕、改良等）	
		重点地区※1、重点施設※2	重点地区以外
橋梁	橋長50m以上又は多径間	橋長50m以上又は多径間の鋼橋	橋長100m以上の鋼橋（鈑桁・箱桁形式以外）
歩道橋	全て	別途指定するもの（P20の表に掲げる施設）	
舗装	施工区間50m以上のカラー舗装で、カラー舗装推奨範囲（指針P43）外の色を使う場合		推奨色以外を使う場合で、周辺に与える影響が大きいもの
新設道路	大規模な擁壁工や法面保護工を伴い地域の景観に大きな影響を与えることが想定されるもの等		
その他	地域の景観に大きな影響を与えることが想定されるもの等 （河川・海岸、水道に記載された工種を実施する際は、それに準拠する）		

【河川・海岸】

工種	新設（更新を含む）	既設（補修、修繕、改良等）	
		重点地区※1、重点施設※2	重点地区以外
海岸堤防･護岸	長さ50m以上（計画区間）		地域の景観に大きな影響を与えるもの
水門・樋門	多径間又は上屋を設置するもの		多径間かつ上屋を設置するもの
河川堤防･護岸	地域の景観に大きな影響を与えることが想定されるもの等		
その他	地域の景観に大きな影響を与えることが想定されるもの等 （道路、水道に記載された工種を実施する際は、それに準拠する）		

【漁港・港湾】

工種	新設（更新を含む）	既設（補修、修繕、改良等）	
		重点地区※1、重点施設※2	重点地区以外
全て	地域の景観に大きな影響を与えることが想定されるもの等 （道路、河川･海岸、水道に記載された工種を実施する際は、それに準拠する）		

【農業・農業用施設】

工種	新設（更新を含む）	既設（補修、修繕、改良等）	
		重点地区※1、重点施設※2	重点地区以外
全て	地域の景観に大きな影響を与えることが想定されるもの等 （道路、河川･海岸、水道に記載された工種を実施する際は、それに準拠する）		

【砂防・治山】

工種	新設（更新を含む）	既設（補修、修繕、改良等）	
		重点地区※1、重点施設※2	重点地区以外
全て	地域の景観に大きな影響を与えることが想定されるもの等 （道路、河川･海岸、水道に記載された工種を実施する際は、それに準拠する）		

【森林】

工種	新設（更新を含む）	既設（補修、修繕、改良等）	
		重点地区※1、重点施設※2	重点地区以外
全て	地域の景観に大きな影響を与えることが想定されるもの等 （道路、河川･海岸、水道に記載された工種を実施する際は、それに準拠する）		

【公園】

工種	新設（更新を含む）	既設（補修、修繕、改良等）	
		重点地区※1、重点施設※2	重点地区以外
全て	地域の景観に大きな影響を与えることが想定されるもの等 （道路、河川･海岸、水道に記載された工種を実施する際は、それに準拠する）		

【公共建築物】

工種	新設 （更新を含む）	既設（補修、修繕、改良等）	
		重点地区※1、重点施設※2	重点地区以外
全て	地域の景観に大きな影響を与えることが想定されるもの等 （道路、河川･海岸、水道に記載された工種を実施する際は、それに準拠する）		

【水道】

工種	新設 （更新を含む）	既設（補修、修繕、改良等）	
		重点地区※1、重点施設※2	重点地区以外
水管橋	橋長50m以上又は多径間		橋長100m以上
水槽	高さ10m以上		高さ20m以上
その他	地域の景観に大きな影響を与えることが想定されるもの等 （道路、河川･海岸に記載された工種を実施する際は、それに準拠する）		

【その他】

工種	新設 （更新を含む）	既設（補修、修繕、改良等）	
		重点地区※1、重点施設※2	重点地区以外
―	上記に属さない事業において、地域の景観に大きな影響を与えることが想定されるもの等（道路、河川･海岸、水道に記載された工種を実施する際は、それに準拠する）		

※1 重点地区

①市町景観計画における重点地区（P9）　②国立・国定・県立自然公園地区（P13）
③風致地区（P14）　④伝統的建造物群保存地区（P14）

※2 重点施設

市町景観計画における景観重要公共施設及び景観重要建造物（P10）

［注］複数工種で構成される事業においては、一体的に検討するものとする。

（２）専門家による検討の対象外となるもの

他法令や関連計画で整備に関する明確な基準が定められているもの
［例］・自然公園法による特別地域
・文化財保護法による名勝地整備計画
・別途有識者を含む委員会で景観形成に関する計画を定めたもの（清水港みなと色彩計画など）
・景観形成について別途有識者等により詳細に検討されるもの（高いデザイン性を含む構造物など）

外観に影響を与えないもの
［例］・除草工事等の維持管理工事
・屋内工事

災害復旧に係るもの
［例］・緊急を要し、一時的な対策となる応急仮工事
・災害復旧工事において、検討の実施が復旧の進捗に大きな影響を与えるもの
（検討を実施しない場合においても、指針のルール等は適用する）

県が管理者とならないもの
［例］・市町代行事業等による県所管以外の施設の整備に係る事業

2 関係法令

2-1 景観法

（1）公共施設整備における景観法のチェックポイント

公共施設整備を進めるに当たっては、各市町が条例に基づき策定している**「景観計画」**を必ず確認し、当該地区の景観形成方針を踏まえた施設整備計画としなければならない。
景観計画においては、市町域において景観形成の規制を行う「景観計画区域」を定めるとともに、市町によっては、区域内のうち重点的に良好な景観の形成を推進する必要があると認める地区を**「重点地区」等**として定め規制等を強化している地域がある。
また、地域の景観の核として親しまれているシンボルロードや河川、都市公園、海岸、港湾、漁港等地域の顔となる特定の公共施設を**「景観重要公共施設」**として指定し、整備に関する事項を定めている場合もある。
この他、地域における**主要な眺望点、尊重すべき歴史や文化、大規模建築物等における制限**等が示されていることから、事業着手に先立ち、あらかじめ市町の景観計画を把握し、当該地区の景観形成の方針や基準等を整理しておくことが重要である。

（2）景観法の概要

平成15年7月に「美しい国づくり政策大綱」が発表され、今後は景観施策への取組を積極的に行うこととされ、平成16年6月に景観法が制定された。
景観法では、都市や農山漁村等における美しく風格ある国土の形成などを目的として、基本理念や国、地方公共団体、事業者、住民の責務、「景観計画」、「景観地区」等について規定され、景観行政に関し、市町が中心的な担い手となるよう「景観行政団体」という概念が導入された。

（3）景観行政団体とは

景観行政団体とは、景観計画の策定等、景観法に基づく景観行政を担う主体であり、指定都市、中核市、都道府県が自動的に景観行政団体となる。指定都市及び中核市以外の市町は、知事との協議を行った後、景観行政団体として景観行政事務を行うことが可能となる。
景観法運用指針では、「良好な景観の形成は、居住環境の向上等住民の生活に密接に関係する課題であること、地域の特色に応じたきめ細かな規制誘導方策が有効であることから、基礎的自治体である市町村が中心的な役割を担うことが望ましい。」としている。

（4）景観計画とは

景観法に基づく計画であり、景観行政団体が景観行政を行う上での基本となる計画である。各景観行政団体の独自性が発揮できるよう、景観行政団体の裁量で景観に関する規制内容等を選択して定めることができることとなっている。
具体的には、景観の規制を行う「景観計画区域」を定め、景観計画区域内で建築物や工作物の意匠や色彩等の制限を定めている。
なお、本県では地域の特色に応じた市町ごとの計画策定を目指している。（県は策定していない）

（４）市町景観計画の状況　（平成30年７月現在）

Ａ 景観行政団体と景観計画の状況

県内35市町のうち29市町が景観行政団体に移行、22市町が景観計画を策定している。

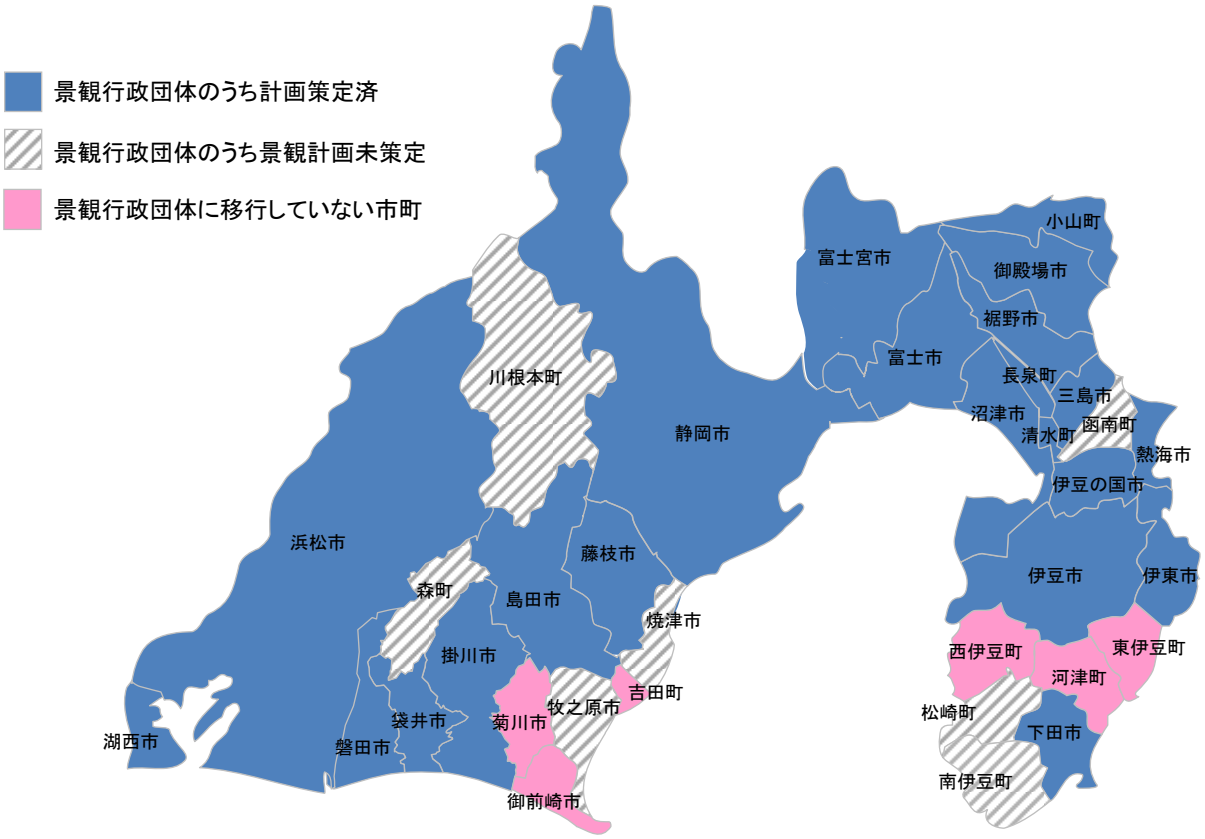

Ｂ 重点地区

景観計画区域のうち重点的に良好な景観の形成を推進する必要があると認める地区を「重点地区」等として定めている地域がある。

市町	地　区　名	区域図掲載頁
熱海市	東海岸町	21
沼津市	沼津駅周辺	21
	白隠のみち	22
	沼津港周辺	22
	原駅前地区	23
	戸田港周辺地区	23
三島市	源兵衛川「いずみ橋～広瀬橋」	24
	白滝公園･桜川	24
	大通り	25
	芝町通り	25
	蓮沼川　（宮さんの川）	26
御殿場市	東山･二の岡	27
	国道138号等沿道	27
	国道246号沿道	28
	御殿場駅周辺	28

市町	地　区　名	区域図掲載頁
伊豆市	修善寺温泉・桂谷地区	29
伊豆の国市	韮山反射炉周辺地区	29
長泉町	新東名長泉沼津IC周辺地区	30
	県立静岡がんｾﾝﾀｰ周辺地区	30
小山町	富士山周辺地区	31
富士宮市	中央･駅前	32
	神田	32
	浅間大社周辺	33
静岡市	宇津ノ谷	33
	日ノ出	34
	駿府公園周辺	34
島田市	おび通り	35
掛川市	遠州横須賀街道沿道	35
浜松市	都田テクノポリス工業地区	36
湖西市	新居関所周辺	36

C 景観重要公共施設

景観計画には、地域の景観の核として親しまれているシンボルロードや河川、都市公園、海岸、港湾、漁港等地域の顔となる特定公共施設について「景観重要公共施設」として指定し、整備に関する事項を定めることができる。当該施設の整備においては景観計画に定められた規定に従う。

景観重要公共施設の指定状況（県管理施設）

市町	路線、河川名等	対象区間等
下田市	下田港線	了仙寺前～国道136号交差点
裾野市	国道469号	市内全区間
	富士公園太郎坊線	市内全区間
	中央公園	河川部分
富士宮市	富士宮富士公園線	富士山本宮浅間大社前交差点～富士山富士宮口五合目
	富士公園太郎坊線	
	富士富士宮線	国道139号交差点～上井出交差点
	富士白糸滝公園線	上井出IC～上井出交差点
	清水富士宮線	国道139号猪之頭入口交差点～上井出交差点
	富士宮鳴沢線	清水富士宮線交差点～根原
	一級河川神田川	市内全区間
	一級河川潤井川	富丘桜橋～くすの木橋
	国道469号	北山IC～粟倉
富士市	富士公園太郎坊線	市内全区間
	一級河川潤井川	龍厳橋～河口
	富士宮富士公園線	市内全区間
	国道469号	市内全区間
	富士停車場伝法線	都市計画道路本市場大渕線区間
	ふじのくに田子の浦みなと公園	公園区域
掛川市	浜松御前崎自転車道線	潮騒橋区間

D 景観重要建造物及び樹木

景観計画には、地域の景観上重要な建造物（建築物及び工作物）又は樹木について、地域の個性ある景観づくりの核として、その維持、保全及び継承を図る方針を記載するものとされており、歴史的な様式を継承した新しい建造物や、新たな都市文化を創造することが望まれる地域のシンボルとなるような建造物や巨木の類を指定できる。

景観重要建造物（県管理施設）

市町	建造物名
静岡市	清水港テルファー、静岡県本庁舎

景観重要樹木

市町	名称及び所在地区
三島市	文教町イチョウ並木[117本]（文教町）
御殿場市	東山旧岸邸の椿「太郎冠者」（東山）
富士市	イチョウ（富士岡）、エノキ（依田橋）、マツ（岩淵）
静岡市	中藁科小学校のイチョウ（葵区大原）、石蔵院のお葉付イチョウ（駿河区安居）、但沼神社のクス（清水区但沼町）
袋井市	法多山尊永寺の杉並木（豊沢）
浜松市	スギ（天竜区両島）

Ｅ 景観地区

積極的に良好な景観の形成を図る地区について都市計画の地域地区として指定することができる（都市計画法第８条第１項第６号）。建築物及び工作物の形態、色彩、高さ、敷地面積等について総合的に規制する仕組みであり、既に一定の美観が存在する地区だけでなく、今後良好な景観を形成していこうとする地区についても活用できる。

市町	地区名称	概要
熱海市	東海岸町 景観地区	観光・商業施設が集積する地区において、建築物の高さや壁面の位置の制限、屋根や外壁などの形態、色彩等について規定。
沼津市	アーケード街 美観地区	昭和28年に制定され、建築物の間口や高さ、壁面の位置等について制限。

（５）景観法に基づく届出

市町の景観計画に定められた届出対象行為に該当する場合は、市町に、施工箇所、施工内容等を届出（通知）しなければならない。

下記に沼津市の届出手続きの流れを例示するが、事前協議の要否など、市町により異なる場合があるため、それぞれの市町に確認することが必要である。

届出（通知）手続きの流れ　［沼津市の例］

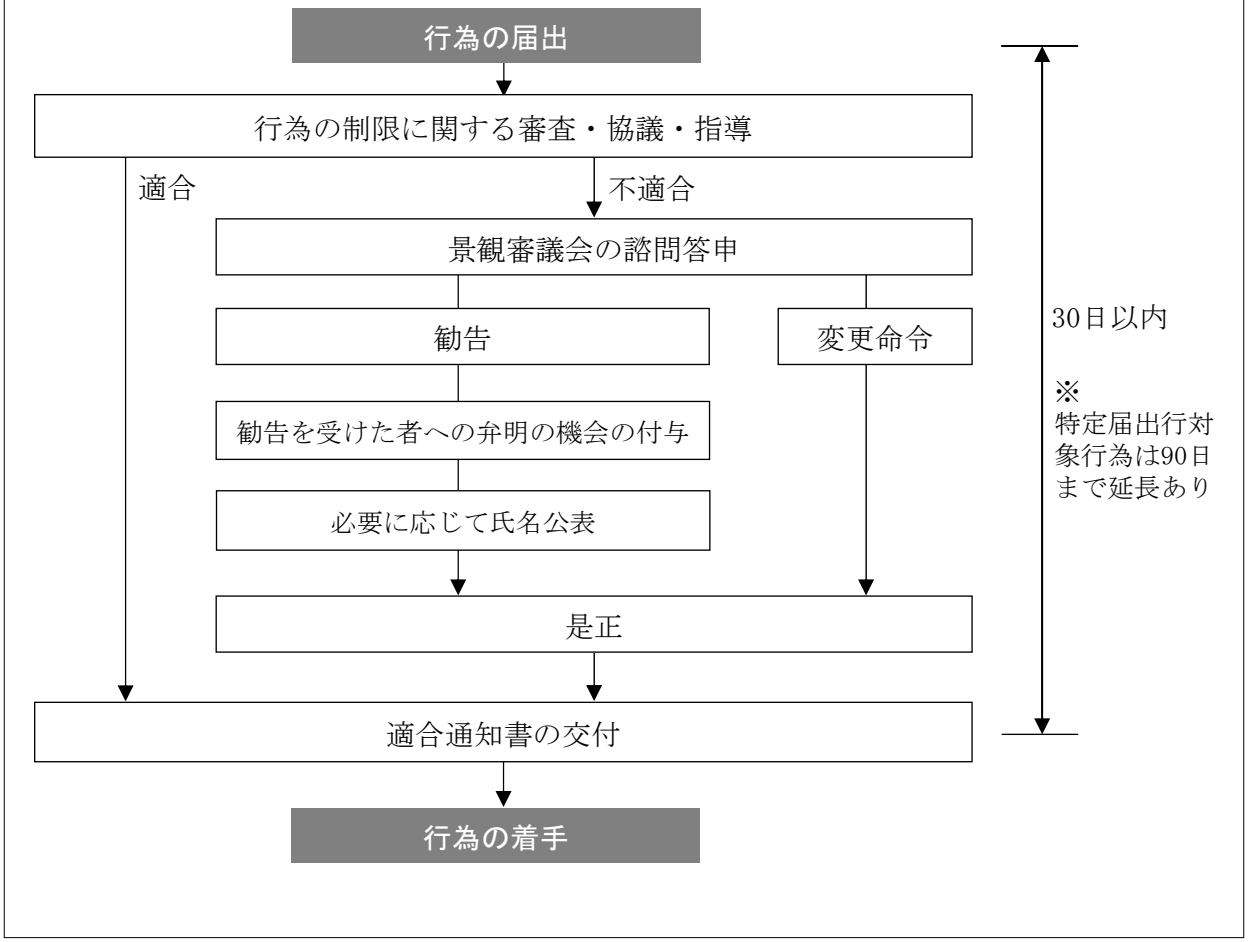

（６）市町別景観計画策定・指定状況一覧表

市町名	景観行政団体への移行	景観計画の策定	景観計画における指定				都市計画における指定
			重点地区	景観重要公共施設	景観重要建造物	景観重要樹木	景観地区
下田市	●	●	－	●	－	－	－
東伊豆町	－	－	－	－	－	－	－
河津町	－	－	－	－	－	－	－
南伊豆町	●	－	－	－	－	－	－
松崎町	●	－	－	－	－	－	－
西伊豆町	－	－	－	－	－	－	－
熱海市	●	●	●	－	－	－	●
伊東市	●	●	－	●	－	－	－
沼津市	●	●	●	－	－	－	●
三島市	●	●	●	●	－	●	－
御殿場市	●	●	●	●	●	●	－
裾野市	●	●	－	●	－	－	－
伊豆市	●	●	●	－	－	－	－
伊豆の国市	●	●	●	－	－	－	－
函南町	●	－	－	－	－	－	－
清水町	●	●	－	－	－	－	－
長泉町	●	●	●	●	－	－	－
小山町	●	●	●	●	－	－	－
富士宮市	●	●	●	●	●	－	－
富士市	●	●	－	●	－	●	－
静岡市	●	●	●	－	●	●	－
島田市	●	●	●	●	－	－	－
焼津市	●	－	－	－	－	－	－
藤枝市	●	●	－	－	－	－	－
牧之原市	●	－	－	－	－	－	－
吉田町	－	－	－	－	－	－	－
川根本町	●	●	－	－	－	－	－
磐田市	●	●	－	●	－	－	－
掛川市	●	●	●	●	－	－	－
袋井市	●	●	－	－	－	●	－
御前崎市	－	－	－	－	－	－	－
菊川市	－	－	－	－	－	－	－
森町	●	－	－	－	－	－	－
浜松市	●	●	●	●	－	●	－
湖西市	●	●	●	－	－	－	－

2-2 自然公園法

県内は、2つの国立公園（富士箱根伊豆、南アルプス）、1つの国定公園（天竜奥三河）、4つの県立自然公園（浜名湖、御前崎、奥大井、日本平・三保の松原）が指定されている。

これらの公園区域内においては、優れた自然の風景地を保護するため、自然公園法又は静岡県立自然公園条例の中で一定の行為を規制している。

さらに国立公園においては、地域の実情に即したきめ細かい取扱いを管理計画として地域ごとに定め、工作物等の基準が示されている。そのため、施工箇所が該当する場合には、事前に留意事項を確認することが必要となる。

参考）県内の自然公園

区分	名称	問い合わせ窓口
国立公園 国定公園	富士箱根伊豆国立公園	賀茂農林事務所森林整備課 東部農林事務所森林整備課
	南アルプス国立公園	自然保護課
	天竜奥三河国定公園	自然保護課
県立自然公園	浜名湖県立自然公園	自然保護課又は各市町担当課
	日本平・三保の松原県立自然公園	自然保護課又は各市町担当課
	奥大井県立自然公園	自然保護課又は各市町担当課
	御前崎遠州灘県立自然公園	自然保護課又は各市町担当課

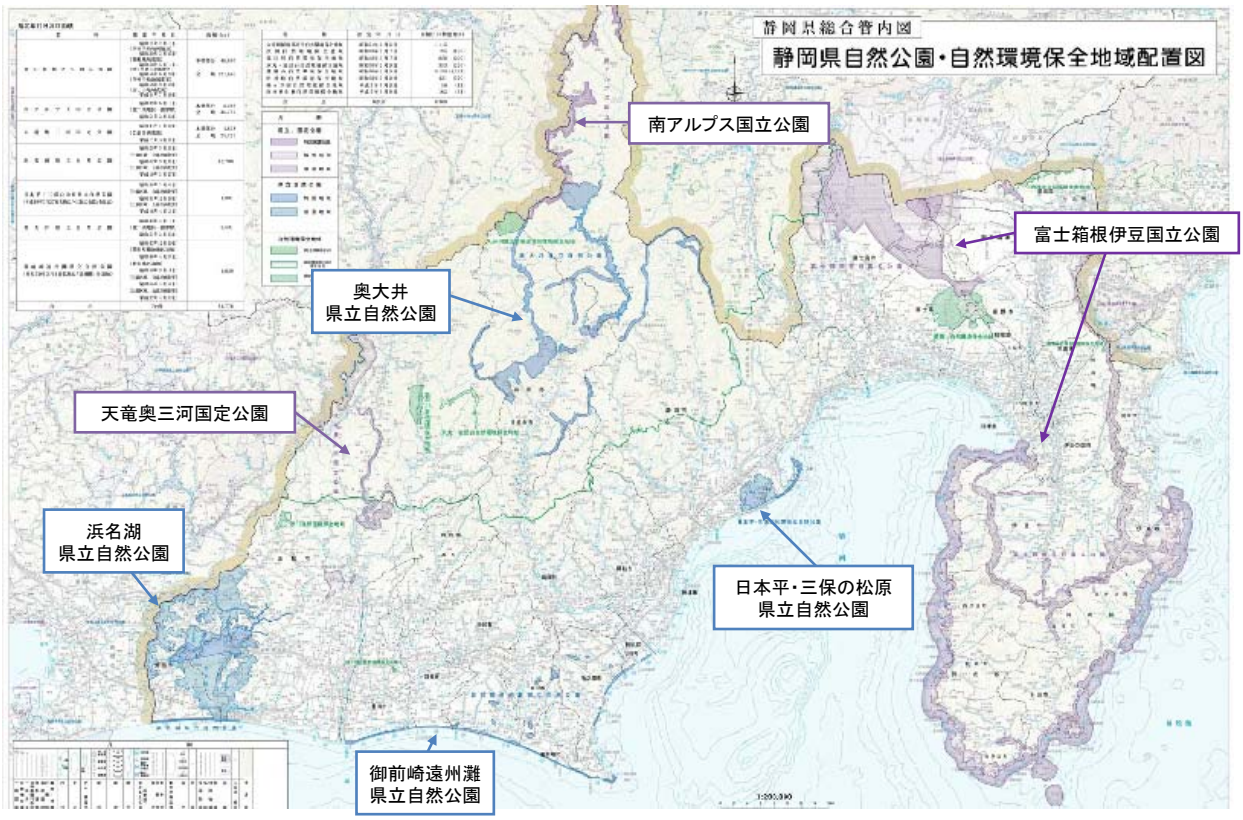

2-3 都市計画法

（１）風致地区（都市計画法第８条第１項第７号）

建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採等を規制することにより、都市における良好な自然的景観を維持し、都市環境の保全を図るために定められた地区。

市町	地区数	地区名	区域図掲載頁
熱海市	6	泉地区、伊豆山地区、熱海地区、網代地区、上多賀地区、下多賀地区	37
沼津市	5	千本地区、牛臥地区、桃郷地区、香貫山地区、徳倉山地区	37
伊豆の国市	1	弥勒山地区	37
富士宮市	8	西ノ山地区、黒山地区、富士川地区、明星山地区、浅間大社地区、舞々木地区、白尾山地区、山本高原地区	37
静岡市	10	大崩地区、向敷地・丸子地区、賤機山地区、城内地区、谷津山地区、大浜久能海岸地区、有度山地区、三保久能海岸地区、横砂山地区、清見寺地区	38
浜松市	8	新弁天地区、新弁天島地区、吹上地区、浜表地区、海岸地区、佐鳴湖地区、和合富塚地区、曳馬野地区	38
湖西市	6	浜名川地区、西山地区、天神山地区、松山地区、新居浜地区、新居弁天地区、	38

（２）伝統的建造物群保存地区（都市計画法第８条第１項第15号）

伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するために定められた地区。

市町	地区数	地区名
焼津市	1	花沢地区

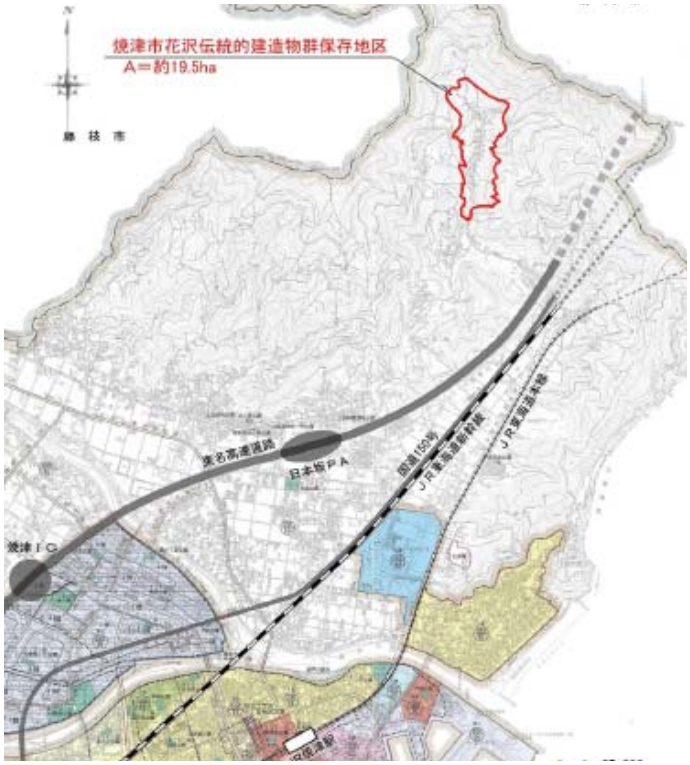

2-4 文化財保護法

文化財は、我が国の長い歴史のなかで生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な国民の財産であり、社寺や民家などの建造物、仏像、絵画、書画、そのほか芸能や工芸技術のような「技（わざ）」、伝統的行事や祭り、あるいは長い歴史を経て今に残る自然の景観、歴史的な集落、町並みなども文化財に含まれる。

これらの文化財のうち、重要なものを国（県）が重要（有形）文化財、史跡※1、名勝※2、天然記念物※3等として指定の上、重点的に保護している。また、土地に埋蔵されている文化財を埋蔵文化財と呼び、保護の対象としている。

史跡等に指定されたものについては、現状を変更し、あるいはその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合は、文化財保護法等により許可を要することとされているため、名勝等の指定地や埋蔵文化財包蔵地等で工事を行う際は、事前の手続きが必要となる。当該地の県・市町教育委員会文化財担当窓口に確認し、工事における留意事項を確認することが必要となる。

（県の担当課は、県教育委員会文化財保護課　電話054-221-3159）

※1 史跡　　貝塚、古墳、都城跡、城跡旧宅等の遺跡で歴史上または学術上価値の高いもの
※2 名勝　　庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳等の名勝地で芸術上または鑑賞上価値の高いもの
※3 天然記念物　動物、植物及び地質鉱物で学術上価値の高いもの

参考１）県内の指定文化財（名勝）

指定	種類	名称	所在地
国	特別名勝	富士山	御殿場市、裾野市、富士市、富士宮市、小山町
	名勝	伊豆西南海岸	西伊豆町、南伊豆町、松崎町
		日本平	静岡市
		三保松原	静岡市
		旧沼津御用邸苑地	沼津市
	名勝・天然記念物	白糸の滝	富士宮市
		楽寿園	三島市
県	名勝	浜名湖	浜松市、湖西市
		木枯森	静岡市
		桜ヶ池	御前崎市

注）上記のほか、以下の寺の庭園が名勝として指定されている。
国指定：清見寺、臨済寺、柴屋寺、龍潭寺
県指定：大福寺、摩訶耶寺、長楽寺、実相寺

参考２）県内の埋蔵文化財包蔵地

静岡県地理情報システム（静岡県GIS）において、県教育委員会文化財保護課が「遺跡包蔵地情報」を公開している。

（資料１） 専門家による検討の対象となる既存施設

Ａ 橋梁（１）

既設橋梁のうち、鈑桁橋、箱桁橋以外の構造形式の鋼橋で橋長100m以上のもの

施設名	路線名	橋長（m）	構造形式	土木事務所	架設年次
修善寺橋	（主）伊東修善寺線	101	ランガー橋	沼津	昭和35
市代橋	（一）接岨峡線	101	ラーメン橋	島田	昭和62
本沢大橋	（国）136号	111	ランガー橋	沼津	昭和54
第2丹那橋	（主）熱海函南線	128	トラス橋	沼津	昭和47
天狗橋	（国）136号	129	トラス橋	下田	昭和47
徳倉橋	（一）下土狩徳倉沼津港線	152	トラス橋	沼津	昭和35
西熱海大橋	（主）熱海函南線	154	トラス橋	熱海	昭和47
大仁橋	（主）熱海大仁線	174	トラス橋	沼津	平成20
逢来橋	（主）富士富士宮由比線	185	ローゼ橋	富士	平成11
石堂橋	（一）韮山伊豆長岡修善寺線	188	トラス橋	沼津	昭和37
泉大橋	（一）接岨峡線	190	ローゼ橋	島田	昭和58
千歳橋	（一）古奈伊豆長岡停車場線	190	ローゼ橋	沼津	昭和29
川根大橋	（主）川根寸又峡線	191	トラス橋	島田	昭和37
馬路大橋	（国）362号	193	ローゼ橋	島田	平成4
富原橋	（主）富士川身延線	200	トラス橋	富士	昭和31
松原橋	（一）静浦港韮山停車場線	201	トラス橋	沼津	昭和37
大門橋	（国）414号	241	トラス橋	沼津	昭和38
朝日大橋	（国）135号	264	トラス橋	熱海	平成17
駿遠橋	（主）藤枝天竜線	326	トラス橋	島田	昭和32
富士川橋	（一）富士由比線	399	トラス橋	富士	大正13
掛塚橋	（国）150号	877	トラス橋	袋井	昭和30
大井川橋	（一）島田金谷線	1,026	トラス橋	島田	昭和3
御成橋	（一）原木沼津線	130	アーチ橋	沼津	昭和12

Ａ 橋梁（２）

既設橋梁のうち、重点地区内にある鋼橋で橋長50m以上又は多径間のもの

施設名	路線名	橋長（m）	径間数	重点地区種別	構造形式	土木事務所	架設年次
片瀬側道橋	（国）135号	137	6	富士箱根伊豆国立公園	桁橋	下田	平成8
熱川大橋	（国）135号	89	3	富士箱根伊豆国立公園	ラーメン橋	下田	昭和37
白田橋	（国）135号	45	2	富士箱根伊豆国立公園	桁橋	下田	昭和41
伊鈴大橋	（国）136号	105	3	富士箱根伊豆国立公園	桁橋	下田	昭和47
天狗橋	（国）136号	128	2	富士箱根伊豆国立公園	トラス橋	下田	昭和47
深田中橋	（国）136号	62	2	富士箱根伊豆国立公園	桁橋	下田	昭和56
七滝高架橋	（国）136号	345 653		富士箱根伊豆国立公園	桁橋	下田	昭和55
鍋矢桟道橋	（国）414号	67		富士箱根伊豆国立公園	桁橋	下田	昭和62
鍋矢高架橋	（国）414号	131 282		富士箱根伊豆国立公園	桁橋	下田	昭和54
弓ヶ浜大橋	（主）下田石廊松崎線	91	3	富士箱根伊豆国立公園	桁橋	下田	昭和54
朝日橋	（国）135号	92	2	富士箱根伊豆国立公園	トラス橋	熱海	平成17
朝日大橋	（国）135号	264	5	富士箱根伊豆国立公園	トラス橋	熱海	平成17
曽我浦橋	（国）135号	91	3	富士箱根伊豆国立公園	桁橋	熱海	昭和45
曽我浦大橋	（国）135号	247	4	富士箱根伊豆国立公園	桁橋	熱海	平成2
大洞２号橋	（国）135号	75	2	富士箱根伊豆国立公園	桁橋	熱海	昭和55
西熱海大橋	（主）熱海函南線	154	3	富士箱根伊豆国立公園	トラス橋	熱海	昭和47
天城大橋	（国）414号	61	3	富士箱根伊豆国立公園	桁橋	沼津	昭和43
梅ノ木橋	（国）414号	50	2	富士箱根伊豆国立公園	桁橋	沼津	昭和62
猿橋	（国）414号	49	2	富士箱根伊豆国立公園	桁橋	沼津	昭和39
逆川橋	（一）西天城高原線	51	1	富士箱根伊豆国立公園	床版橋	沼津	平成10
西天城大橋	（一）西天城高原線	55	1	富士箱根伊豆国立公園	桁橋	沼津	平成10
白砂橋	（一）浜松御前崎自転車道線	59	1	御前崎遠州灘県立自然公園	ランガー橋	袋井	平成3

Ｂ 水管橋（１）

単独で設置された既設の水管橋のうち、橋長100m以上のもの

施設名	橋種	延長	径（φ）	完成年度	所在	企業局事務所
富士川水管橋	ランガー補剛橋	1,041m	1,500	昭和45	富士市 岩淵	東部
由比川水管橋	4径間連続 パイプビーム	131m	1,500	昭和43	静岡市 清水区由比	東部
西倉沢水管橋	4径間連続 パイプビーム	151m	1,500	昭和43	静岡市 清水区由比	東部
興津川水管橋	6径間連続 パイプビーム	213m	1,500	昭和47	静岡市 清水区興津	東部
太田川橋水管橋	逆三角ワレントラス 補剛形式　13連	430m	300	平成4	磐田市 豊浜－福田	西部
太田川第2水管橋	逆三角ワレントラス 三径間連続梁	133m	400	昭和53	袋井市 上山梨	西部
敷地・小藪川水管橋	逆三角ワレントラス 二径間連続梁橋	101m	700	昭和48	磐田市 向笠西	西部
太田川水管橋	逆三角ワレントラス 二径間連続梁橋	119m	700	昭和48	磐田市向笠－ 袋井市新池	西部
白銀水管橋	水圧鉄管横断1500A水管橋	160m	1,500	昭和47	静岡市 清水区蒲原	東部
波多打水管橋	一端固定パイプビーム	189m	1,500	昭和48	静岡市 清水区袖師	東部

Ｂ 水管橋（２）

既設の水管橋のうち、重点地区内にある橋長50m以上又は多径間のもの

施設名	橋種	延長	径間数	重点地区種別	径（φ）	完成年度	所在	企業局事務所
州崎水管橋	パイプビーム	32m	3	湖西市景観計画	400	昭和44	湖西市 新居町新居	西部
東門水管橋	パイプビーム	13m	3	浜名湖県立自然公園	250	昭和45	湖西市 新居町新居	西部

Ｃ 水門・樋門（１）

既設の水門・樋門のうち、上屋を有する多径間のもの

施設名	河川・海岸名	連数	完成年度	所在	土木事務所
大谷川水門	大谷川放水路	2	昭和61	静岡市駿河区高松	静岡
湯日川水門	湯日川	2	平成12	吉田町住吉	島田
昭和水門	弁財天川	2	昭和46	袋井市中新田	袋井
栃山川水門	栃山川	3	昭和62	焼津市一色	島田
萩間川相良水門	萩間川	3	平成7	牧之原市相良	島田
ぼう僧川水門	ぼう僧川	6	平成9	磐田市福田	袋井
勝間田川水門	勝間田川	3	平成25	牧之原市静波	島田
入道樋門	富士早川	3	平成12	富士市宮島	富士

Ｃ 水門・樋門（２）

既設の水門・樋門のうち、重点地区内にある上屋を有するもの又は多径間のもの

施設名	河川・海岸名	所在	土木事務所	重点地区種別	完成年度
前田川水門	前田川	南伊豆町湊	下田	富士箱根伊豆国立公園	平成10
五十鈴川水門	五十鈴川	南伊豆町小浦	下田	富士箱根伊豆国立公園	平成13
牛臥水門	沼津牛臥海岸	沼津市下香貫牛臥	沼津	風致地区（牛臥地区）	平成4
大谷川水門	大谷川放水路	静岡市駿河区高松	静岡	風致地区（大浜久能海岸地区）	昭和61
須々木川水門	須々木川	牧之原市須々木	島田	御前崎遠州灘県立自然公園	平成2
勝間田川水門	勝間田川	牧之原市静波	島田	御前崎遠州灘県立自然公園	平成25
堀切川水門	相良片浜海岸	牧之原市片浜	島田	御前崎遠州灘県立自然公園	平成11
大磯川水門	相良片浜海岸	牧之原市片浜	島田	御前崎遠州灘県立自然公園	平成12
竜洋水門	竜洋海岸	磐田市駒場	袋井	御前崎遠州灘県立自然公園	平成14

D 歩道橋

既設の歩道橋のうち、特殊構造や交通結節点付近に設置されているもの

施設名	路線名	設置位置	竣工年度	上部構造 下部構造	土木事務所
地頭方歩道橋	（国）150号	牧之原市 地頭方	平成14	溶融亜鉛鍍金鋼床版桁 一柱式橋脚	島田
湯川歩道橋	（国）135号	伊東市 湯川	平成5	下路式鈑桁橋 重力式	熱海
御宿歩道橋	（主）裾野インター線	裾野市 御宿	昭和62	― 鋼管一本脚柱	沼津
蛇松白銀歩道橋	（一）富士清水線	沼津市 白銀	昭和55	― ―	沼津

地頭方歩道橋
（150号BP地頭方IC）

御宿歩道橋
（高規格幹線道路IC付近）

蛇松白銀歩道橋
（斜長橋構造）

湯川歩道橋
（下水処理場の上部利用公園に接続）
※歩道橋の一部は市管理

E 水槽

既設の水槽のうち、高さ20m以上のもの

施設名	種類	規模	竣工年度	所在	企業局事務所
遠州水道須部系 導水管サージタンク	調圧槽	高さ22.5m 幅5.5m	昭和63	浜松市北区都田町	西部
調圧水槽	富士川浄水場	高さ27.5m ID13.0m	昭和45	富士市中之郷	東部
高架水槽	厚原浄水場	高さ29.1m ID9.5m	昭和45	富士市厚原	東部

遠州水道須部系サージタンク

富士川浄水場調圧水槽

厚原浄水場高架水槽

（資料２）市町景観計画における景観形成重点地区の区域図

市町景観計画における景観形成重点地区

熱海市（東海岸町）

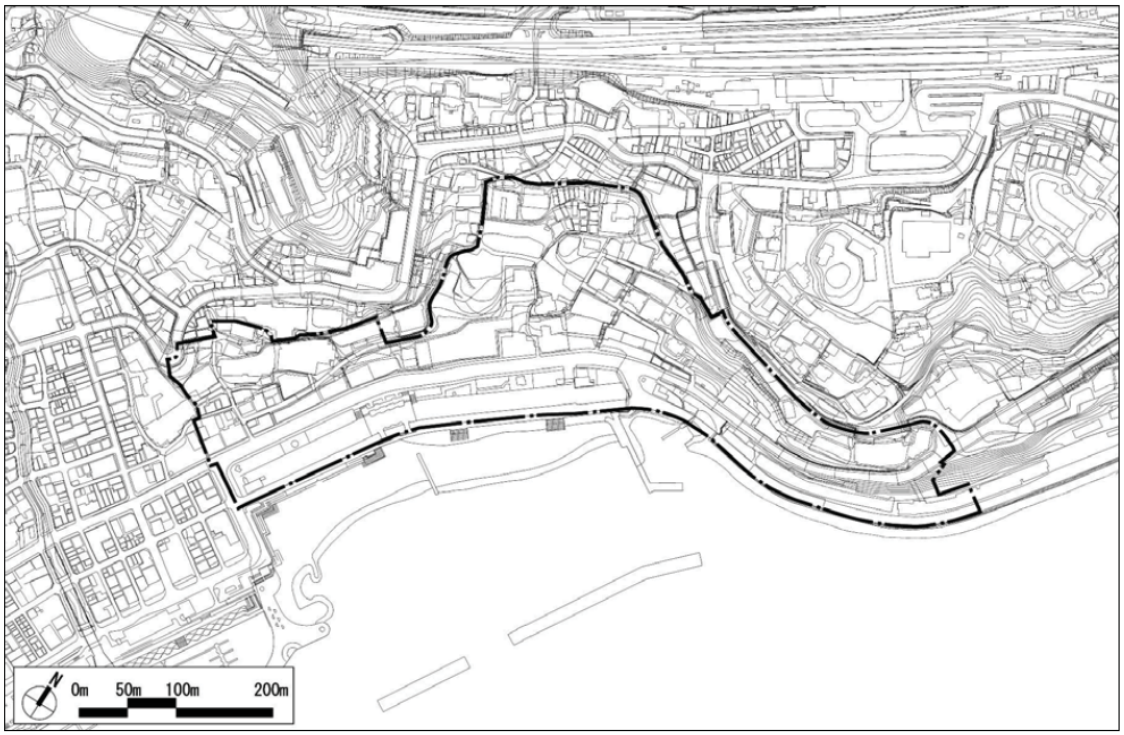

沼津市（沼津駅周辺）

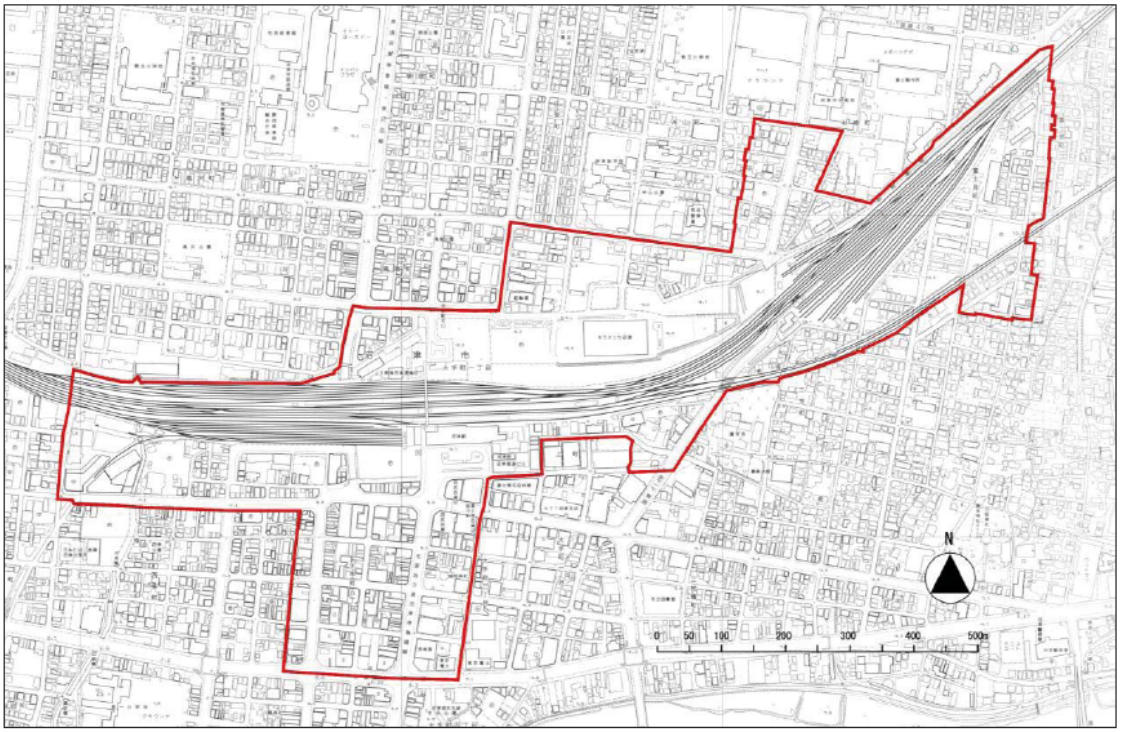

市町景観計画における景観形成重点地区

沼津市（白隠のみち）

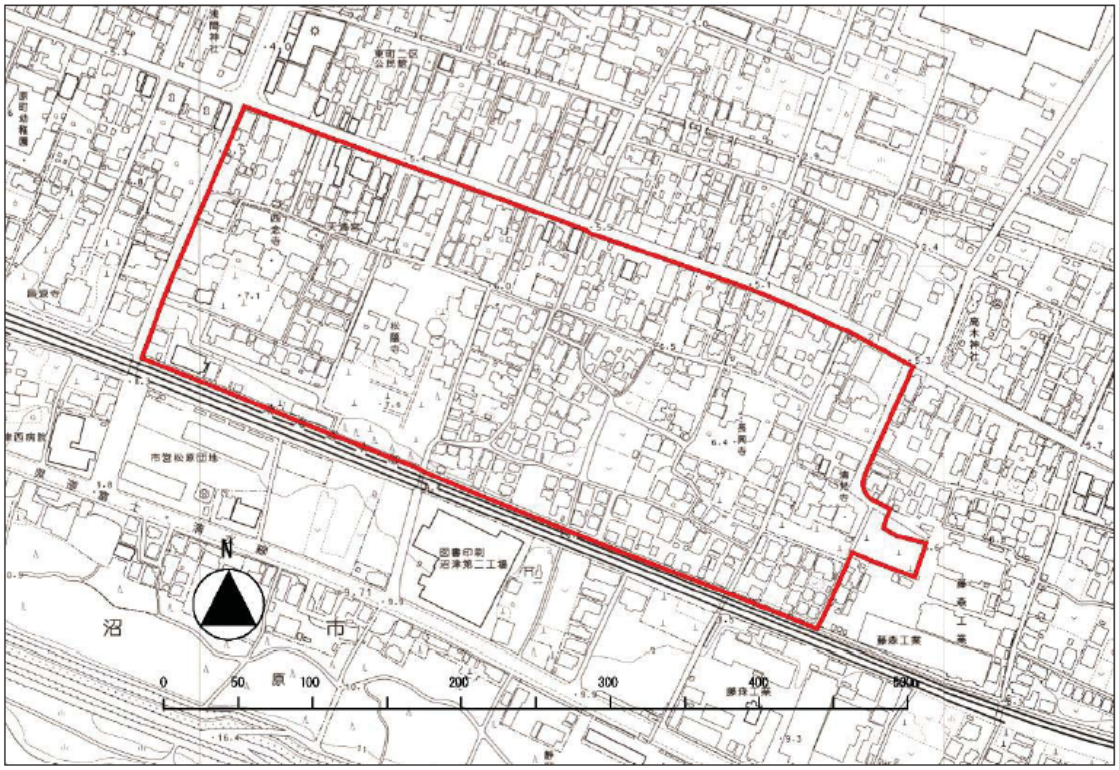

沼津市（沼津港周辺）

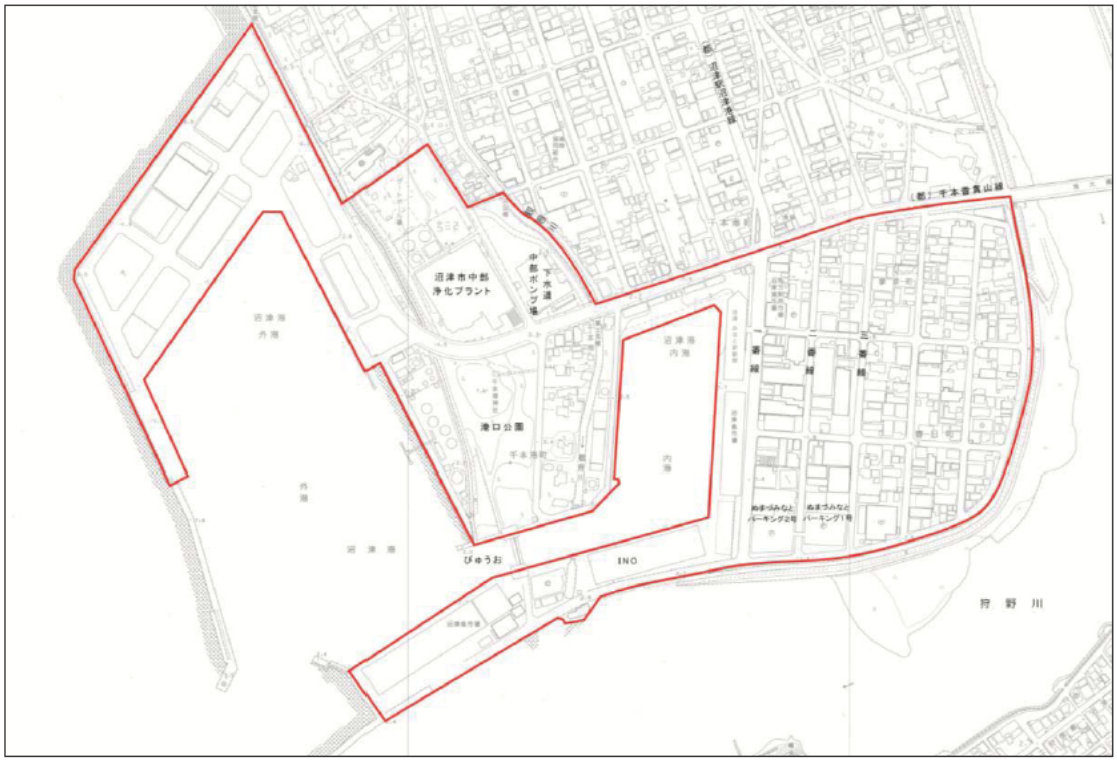

市町景観計画における景観形成重点地区

沼津市（原駅前地区）

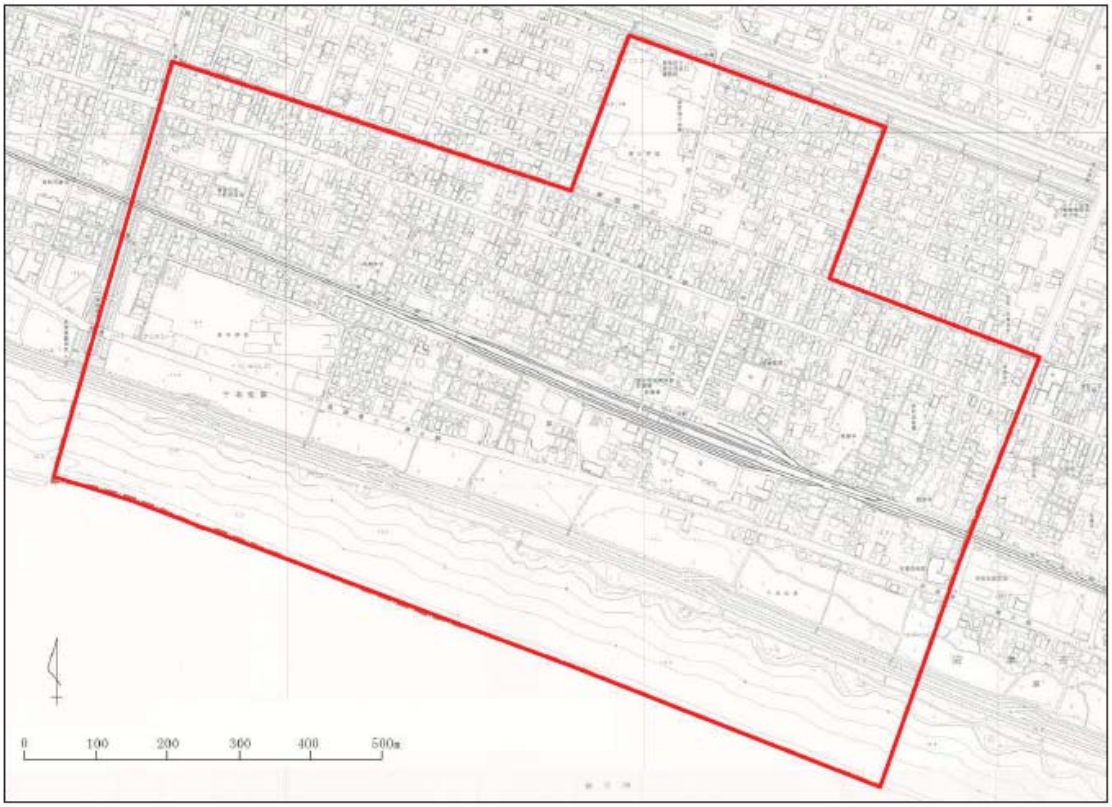

沼津市（戸田港周辺地区）

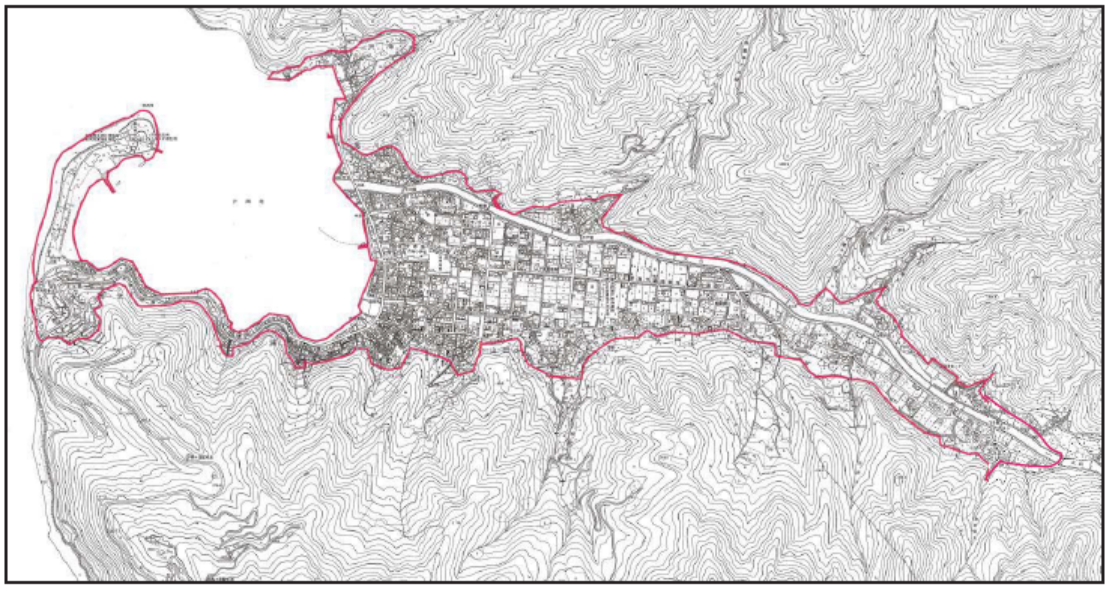

市町景観計画における景観形成重点地区

三島市（源兵衛川「いずみ橋～広瀬橋」）

三島市（白滝公園・桜川）

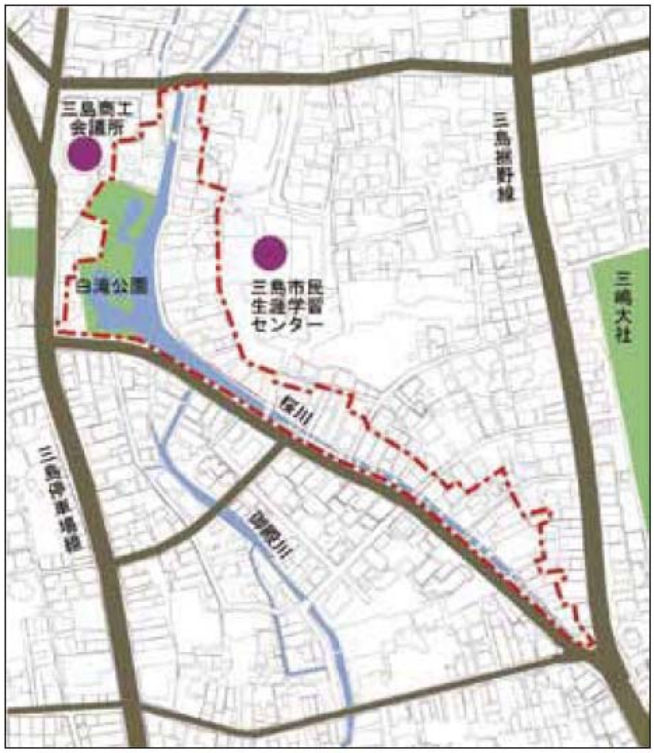

市町景観計画における景観形成重点地区

三島市（大通り）

三島市（芝町通り）

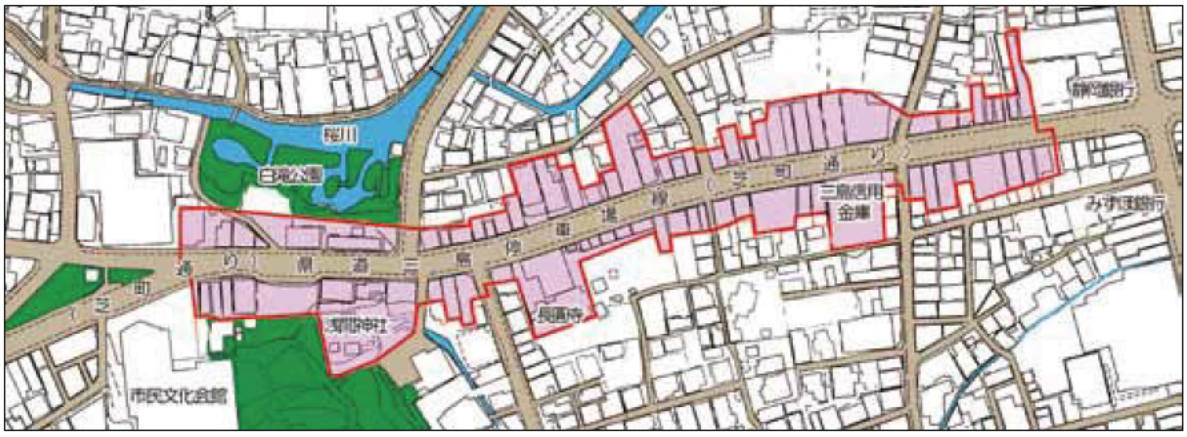

市町景観計画における景観形成重点地区

三島市（蓮沼川（宮さんの川））

御殿場市（指定区域全体図）

市町景観計画における景観形成重点地区

御殿場市（東山・二の岡）

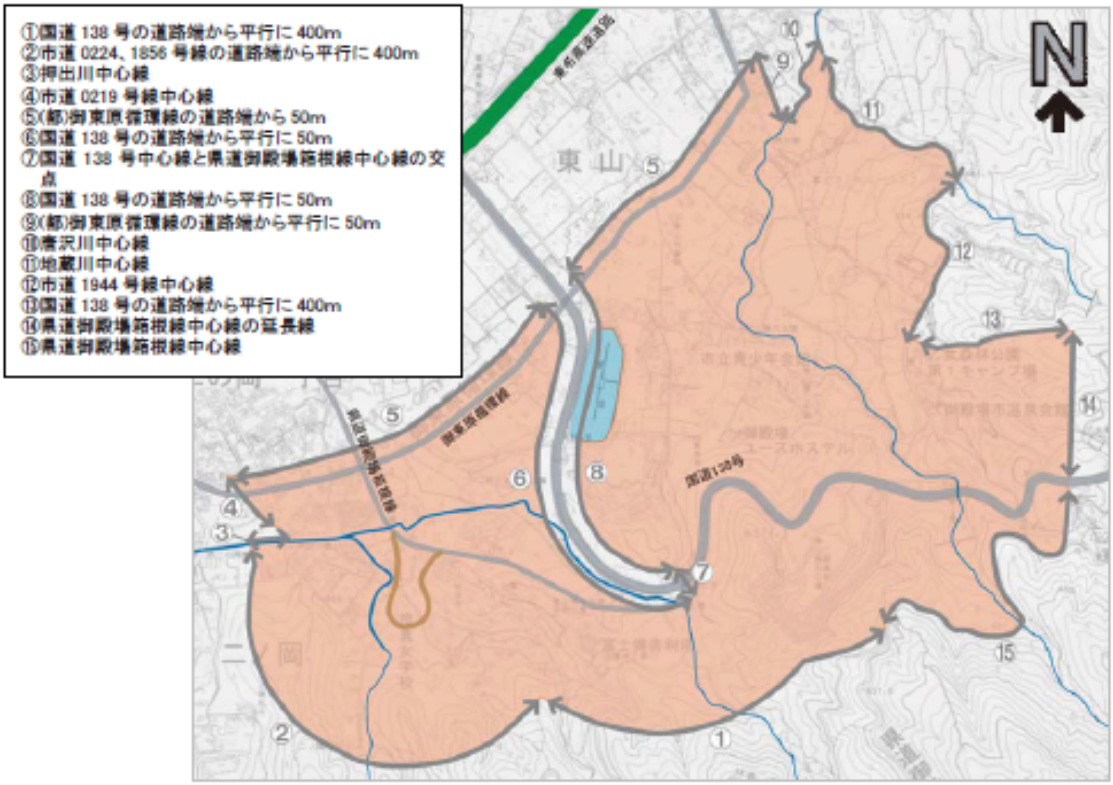

御殿場市（国道138号等沿道）

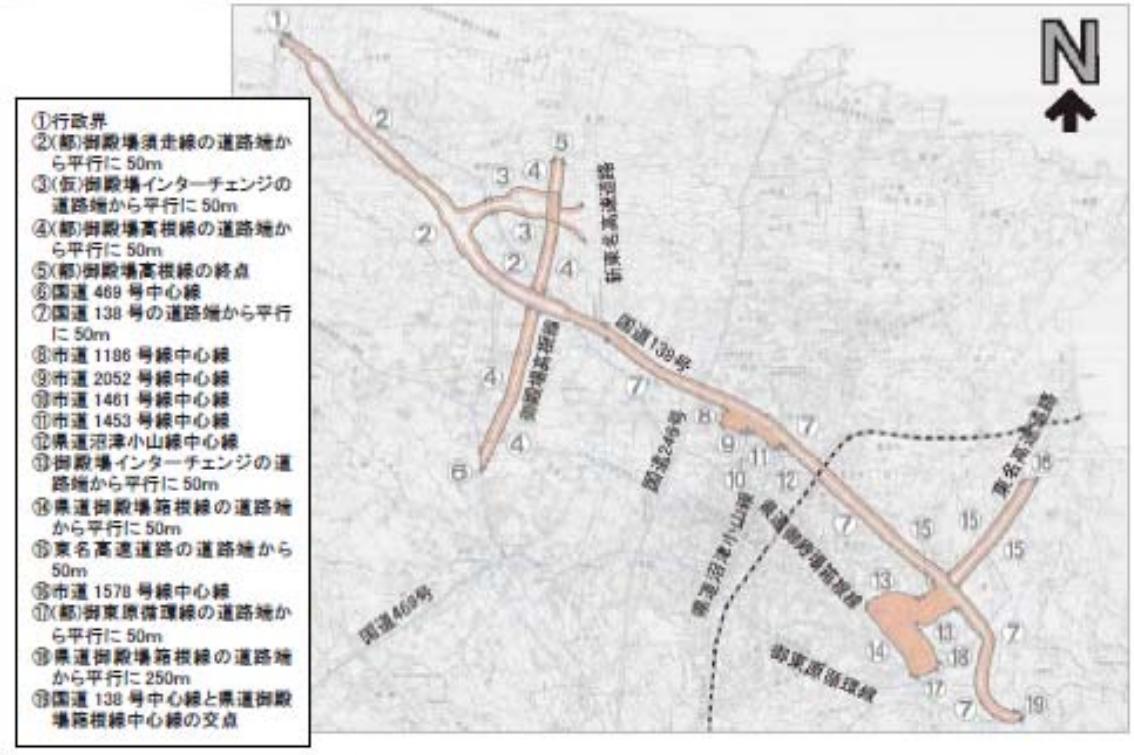

市町景観計画における景観形成重点地区

御殿場市（国道246号沿道）

御殿場市（御殿場駅周辺）

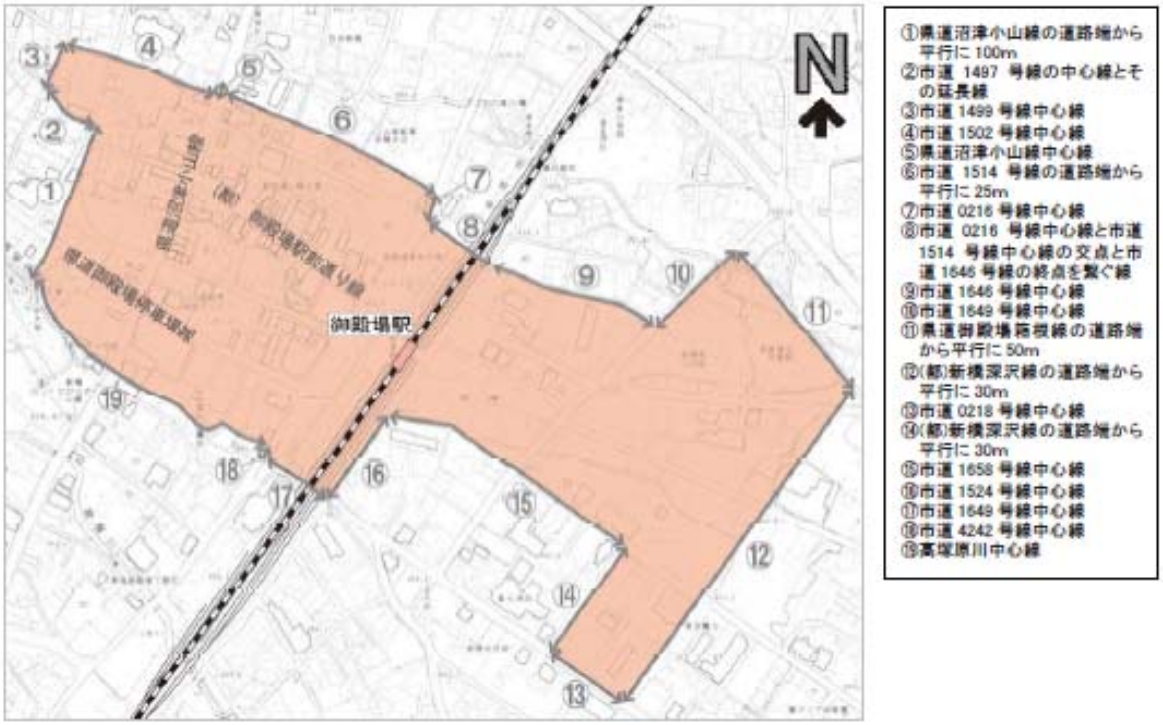

市町景観計画における景観形成重点地区

伊豆市（修善寺温泉・桂谷地区）

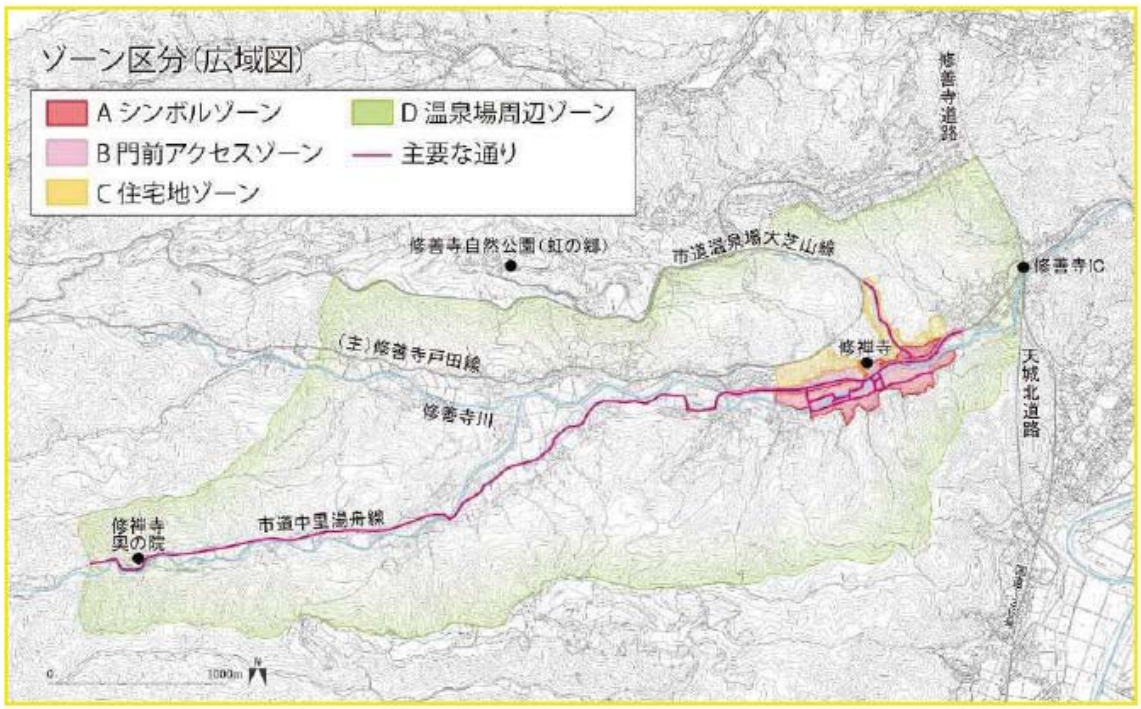

伊豆の国市（韮山反射炉周辺地区）

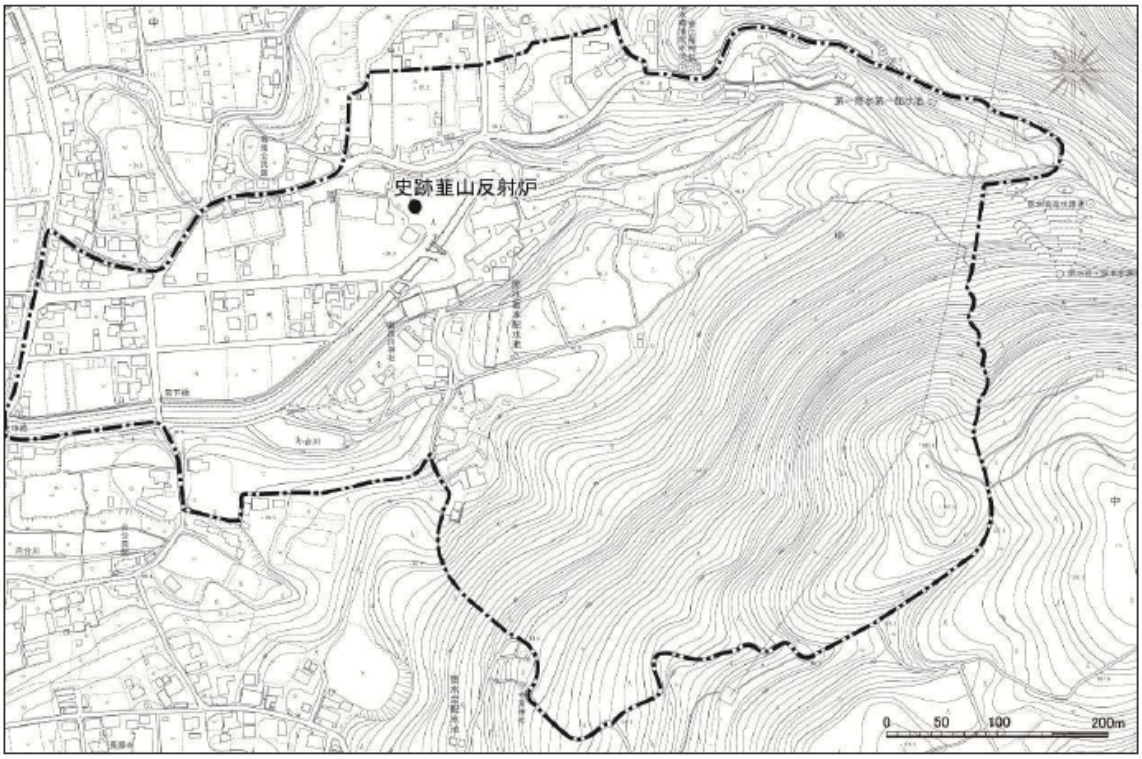

市町景観計画における景観形成重点地区

長泉町（新東名長泉沼津ＩＣ周辺地区）

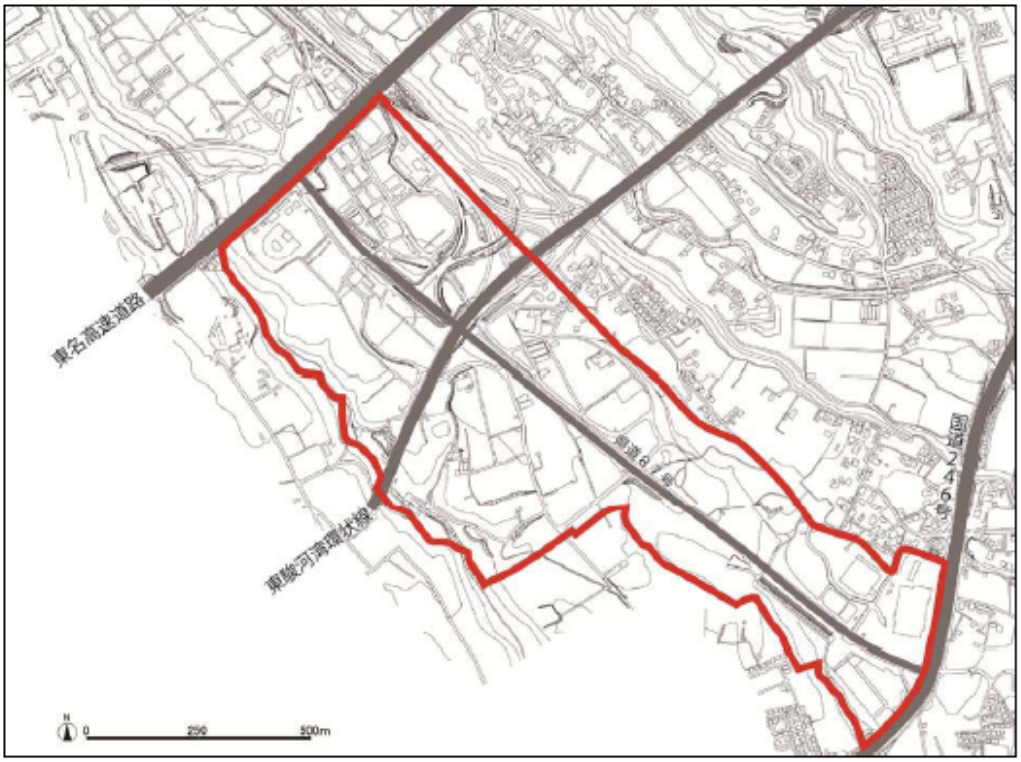

長泉町（県立静岡がんセンター周辺地区）

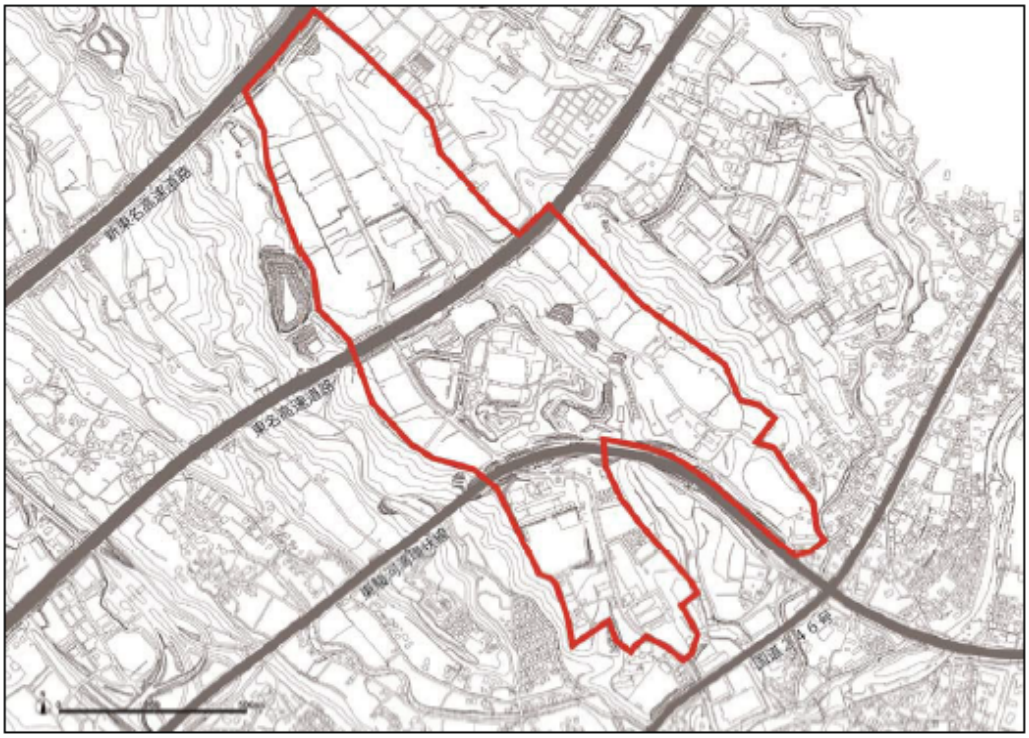

市町景観計画における景観形成重点地区

小山町（富士山周辺地区）

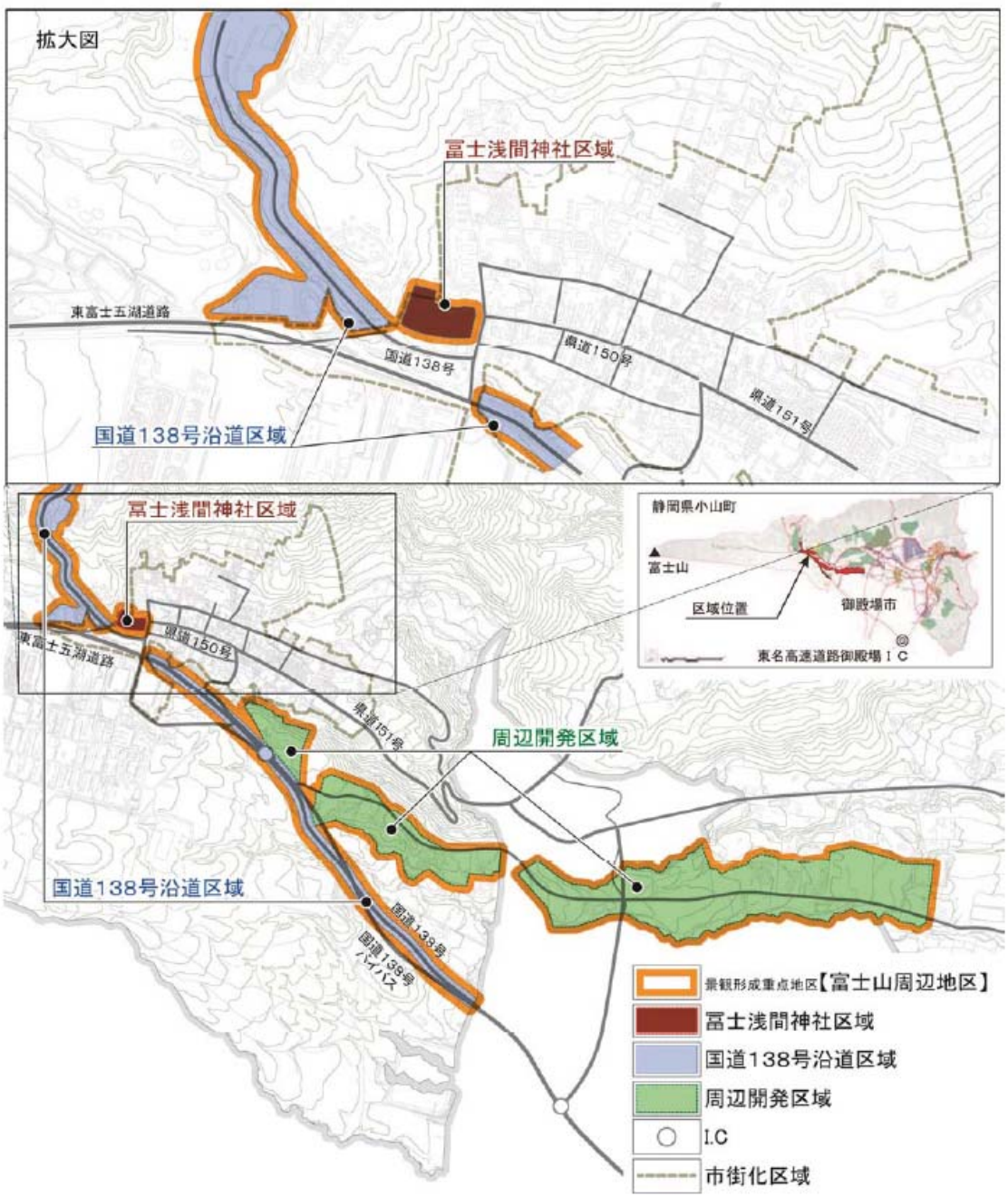

市町景観計画における景観形成重点地区

富士宮市（中央・駅前）

富士宮市（神田）

市町景観計画における景観形成重点地区

富士宮市（浅間大社周辺）

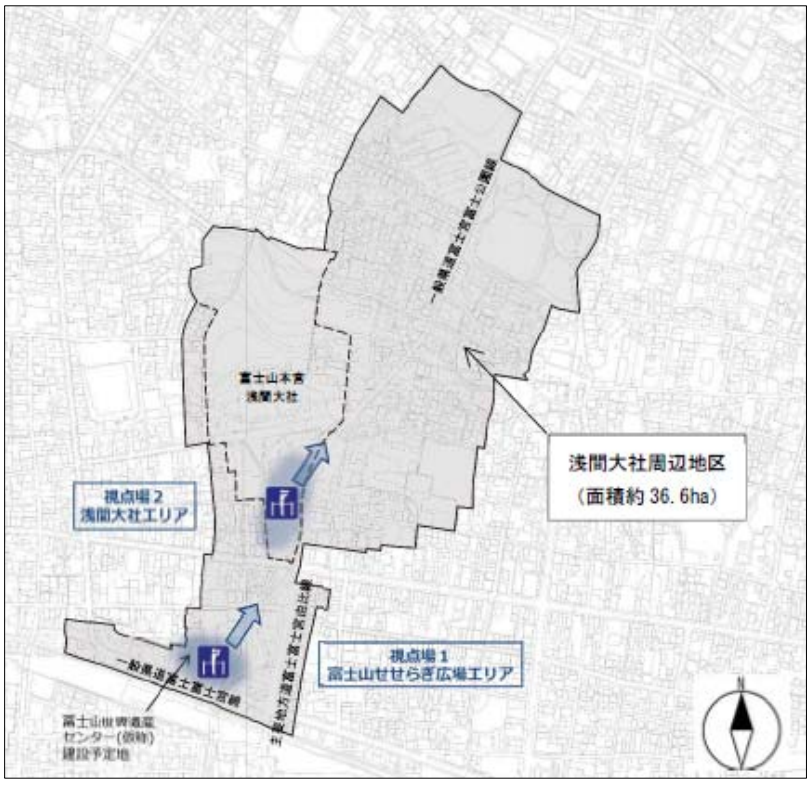

静岡市（宇津ノ谷）

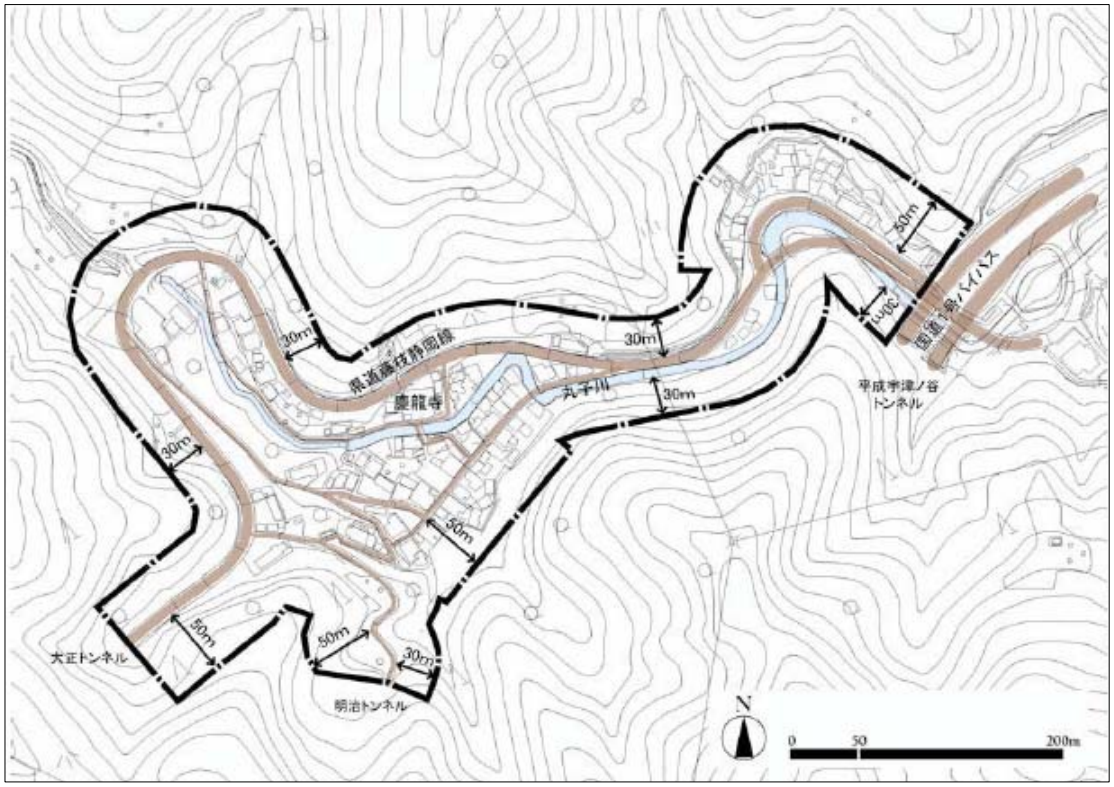

市町景観計画における景観形成重点地区

静岡市（日ノ出）

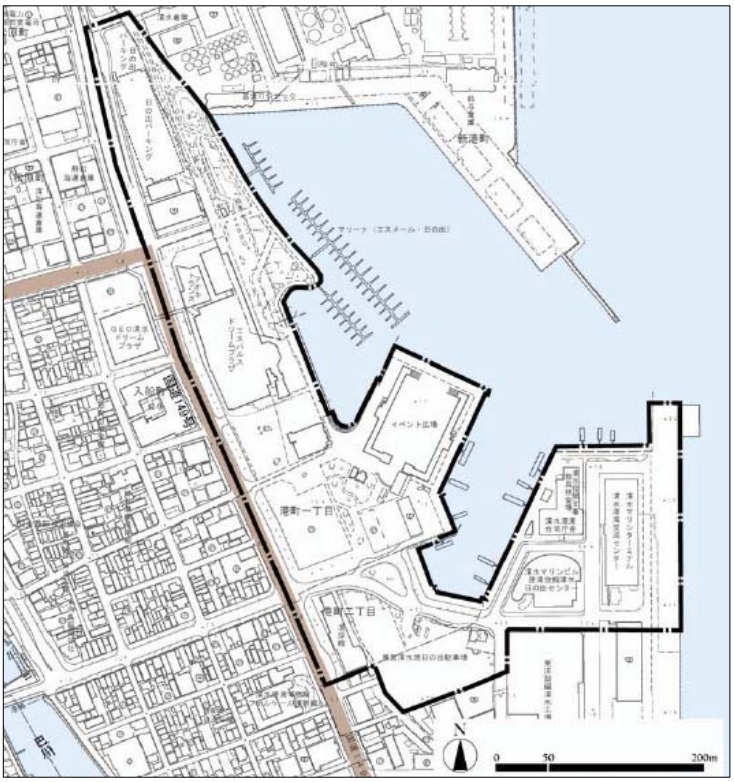

静岡市（駿府公園周辺）

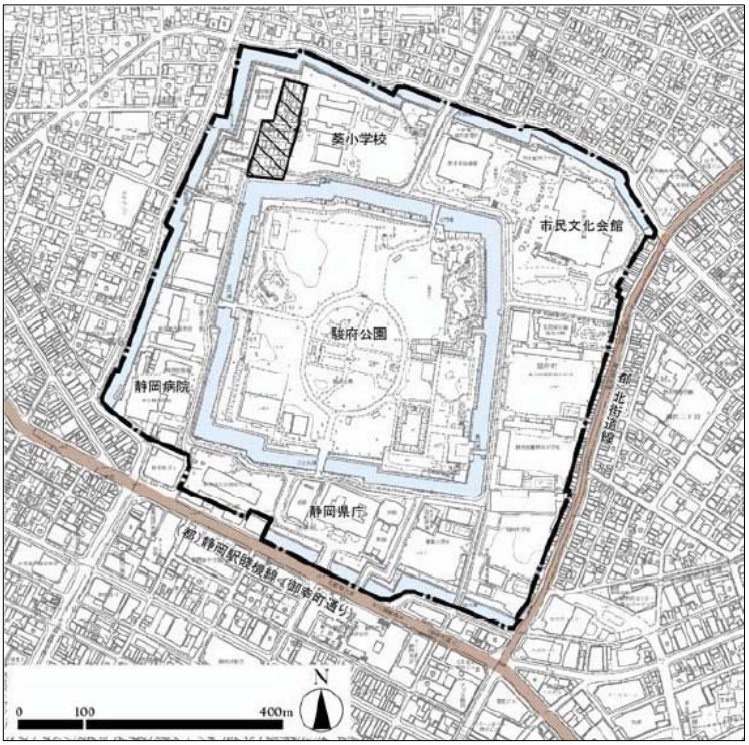

市町景観計画における景観形成重点地区

島田市（おび通り）

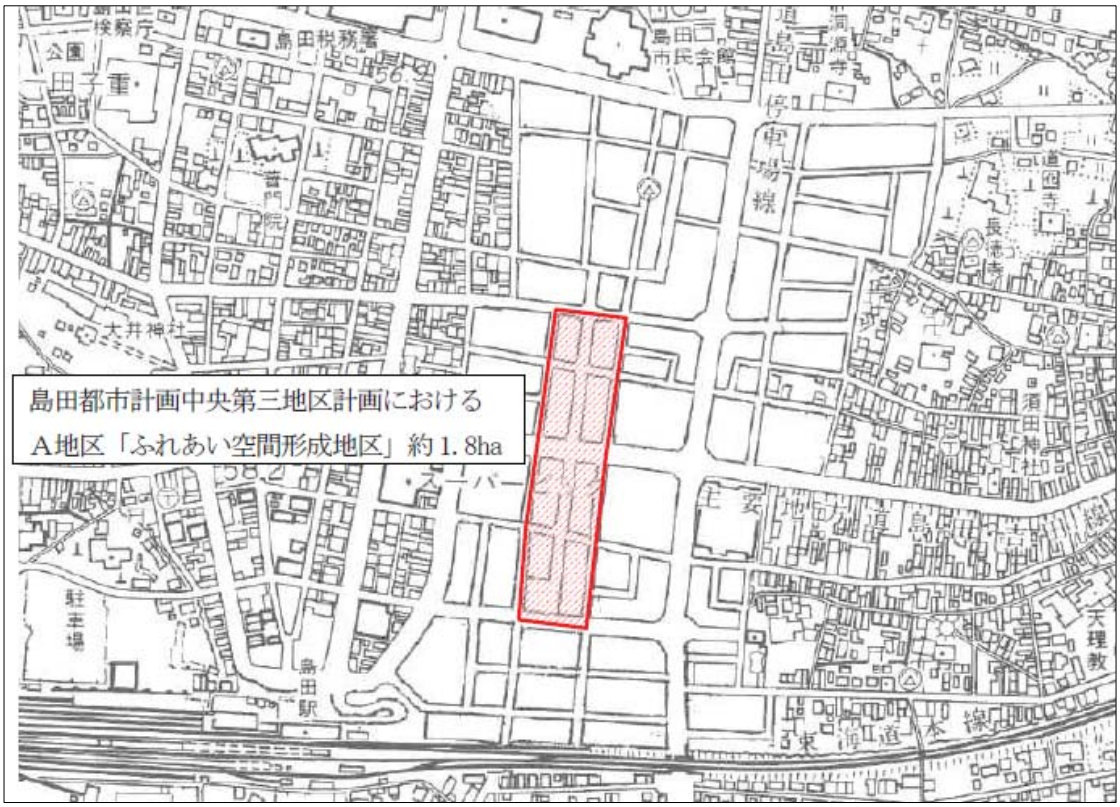

掛川市（遠州横須賀街道沿道）

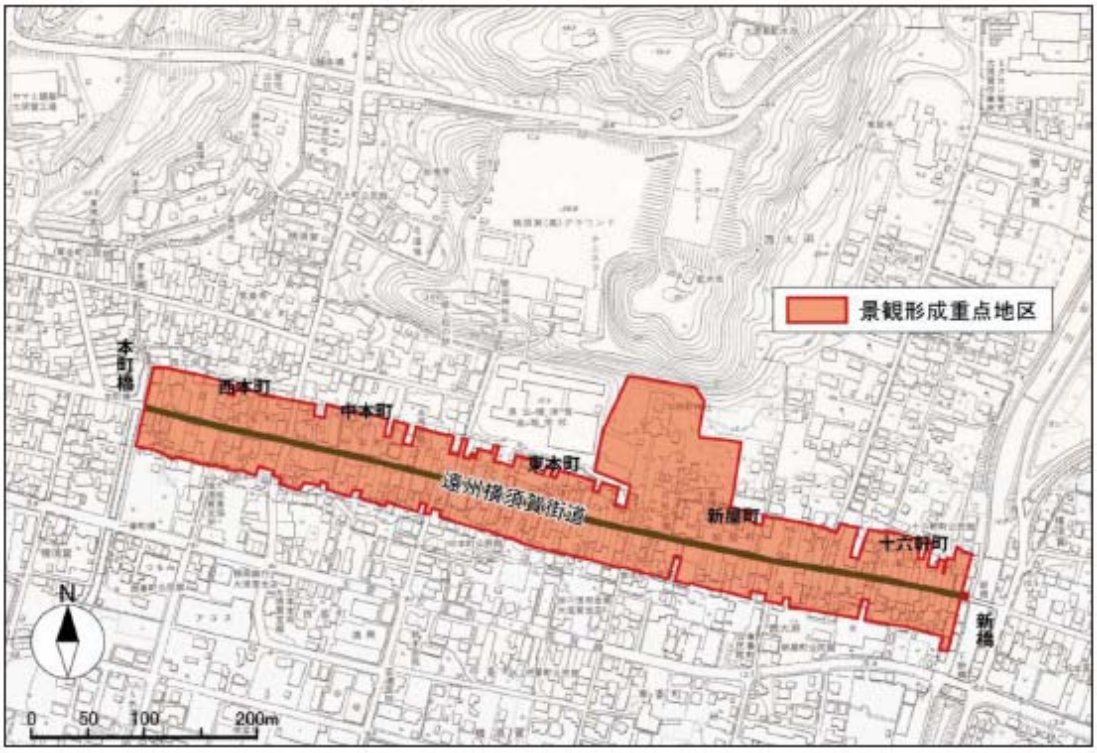

市町景観計画における景観形成重点地区

浜松市（都田テクノポリス工業地区）

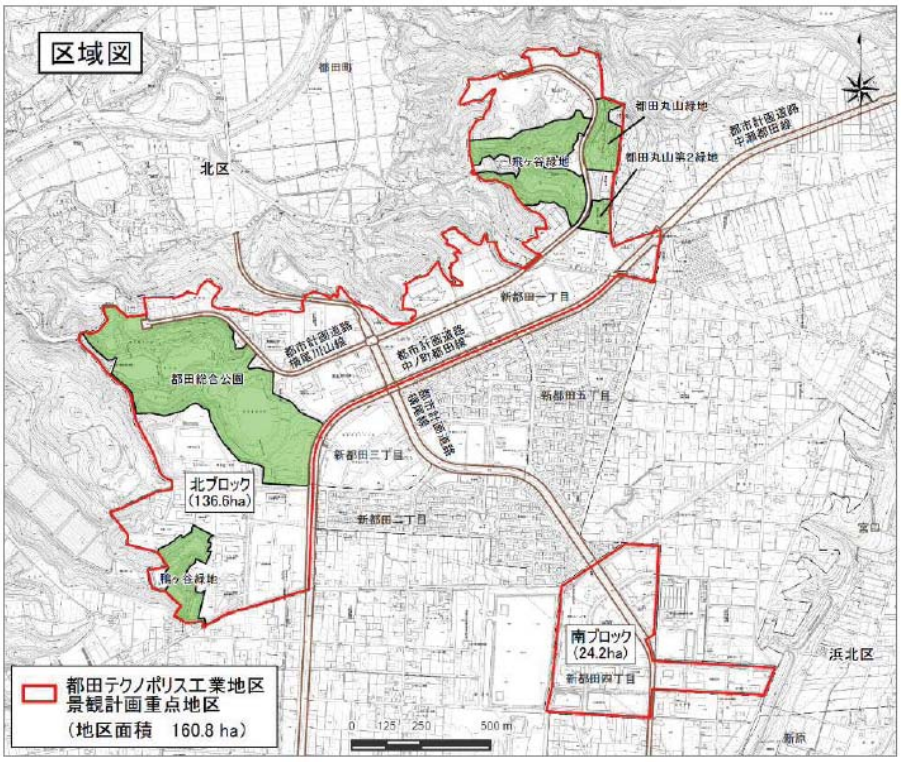

湖西市（新居関所周辺）

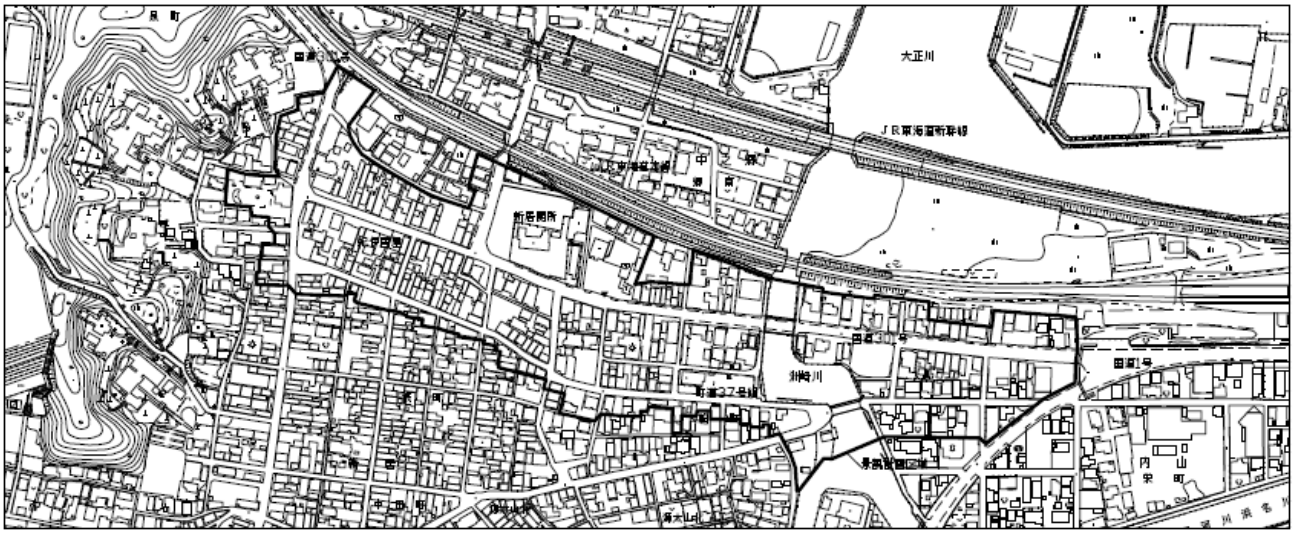

（資料３）風致地区の区域図

風致地区

熱海市、伊豆の国市、沼津市

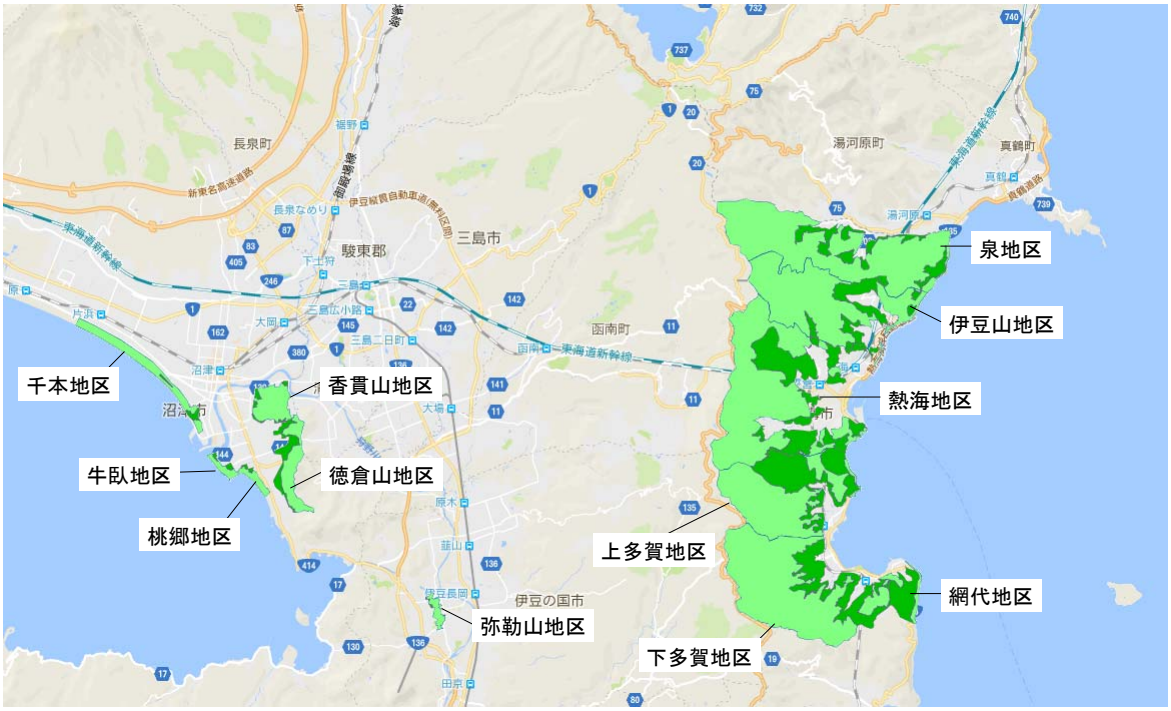

富士宮市

風致地区

静岡市

浜松市、湖西市

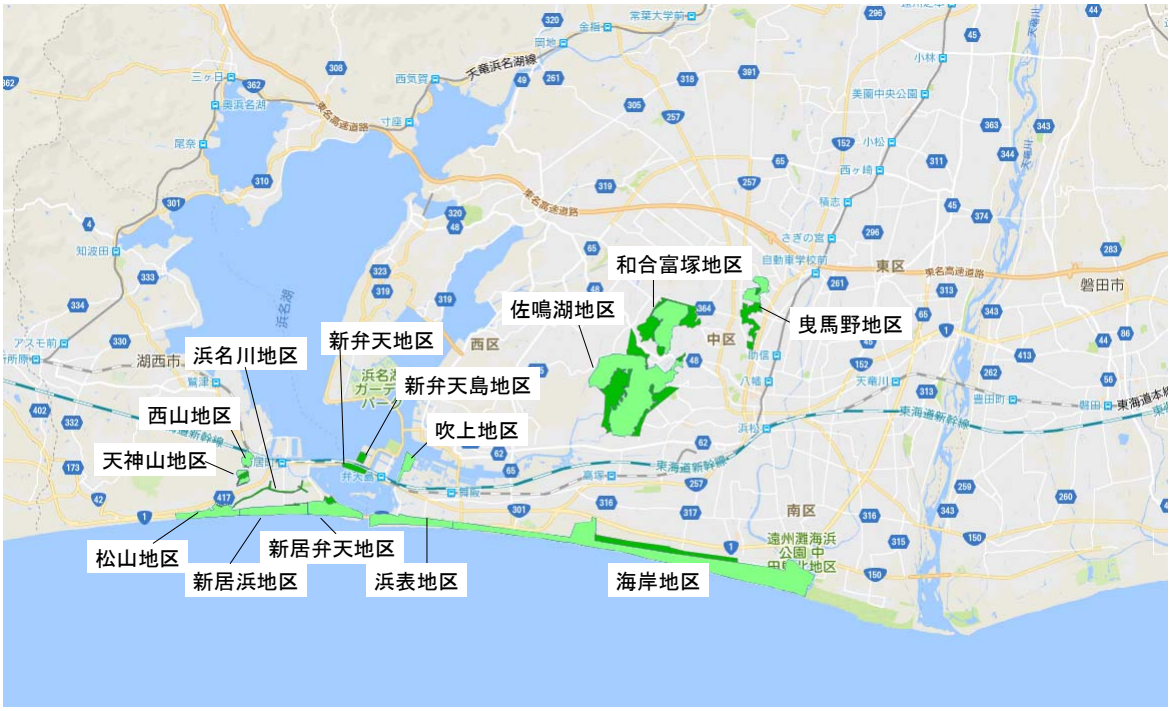

（資料４）助言を依頼する専門家

静岡県景観懇話会公共空間高質化専門部会

静岡県景観懇話会公共空間高質化専門部会は、「ふじのくに色彩・デザイン指針」のフォローアップや県が施工する公共事業への助言や指導をいただくことを目的に、景観や色彩等の専門家で構成される組織である。

景観の検討においては、対象構造物だけにとらわれることなく周辺の環境を含めた地域的な観点とそれぞれの事業種別における専門的な観点からのアドバイスを行う。

平成30年９月末時点

氏名	所属・役職	専門分野（主な担当分野）
天野　光一	日本大学理工学部教授	景観デザイン　（道路、まちづくり） 観光計画
伊藤　光造	NPO法人くらしまち継承機構理事長	景観・都市計画　（建築、まちづくり） コミュニティデザイン
伊藤　登	(株)プランニングネットワーク代表取締役 都市環境デザイン会議理事	景観デザイン　（道路、海岸）
岡田　智秀	日本大学理工学部教授	景観まちづくり　（海岸、港湾）
加藤　幸枝	(有)クリマ取締役 武蔵野美術大学非常勤講師	環境色彩デザイン 色彩計画　（色彩）
佐々木　葉	早稲田大学創造理工学部教授	景観デザイン　（道路、河川）
吉田　愼悟	武蔵野美術大学造形学部教授 (有)クリマ代表取締役	環境色彩計画　（色彩）

敬称略、五十音順

ふじのくに色彩・デザイン指針（社会資本整備）運用編

平成30年 月

編集・発行　静岡県交通基盤部都市局景観まちづくり課

〒420-8601　静岡市葵区追手町9番6号

電話番号　054-221-3702